

衆議院 第五十回国会 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

平成十二年十月二十三日(月曜日)

午後一時六分開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 鈴木 宗男君 理事 西野あきら君

理事 細田 博之君 理事 島 聡君

理事 長浜 博行君 理事 堀込 征雄君

理事 河上 覃雄君 理事 塩田 晋君

理事 荒井 広幸君 理事 岩崎 忠夫君

理事 小坂 憲次君 理事 桜田 義孝君

理事 下村 博文君 理事 高鳥 修君

理事 高橋 一郎君 理事 中馬 弘毅君

理事 中谷 元君 理事 野田 聖子君

理事 林 幹雄君 理事 松宮 勲君

理事 八代 英太君 理事 阿久津幸彦君

理事 加藤 公一君 理事 鹿野 道彦君

理事 鍵田 節哉君 理事 玄葉光一郎君

理事 佐藤 親樹君 理事 手塚 仁雄君

理事 松本 龍君 理事 山花 郁夫君

理事 遠藤 和良君 理事 久保 哲司君

理事 中塚 一宏君 理事 木島日出夫君

理事 児玉 健次君 理事 佐々木憲昭君

理事 今川 正美君 理事 北川れん子君

理事 近藤 基彦君 理事 平井 卓也君

理事 小池百合子君

政府参考人 (自治省行政局選挙部長) 片木 淳君
衆議院調査局第一特別調査 室長 牧之内隆久君

委員の異動

十月十一日

辞任

小池百合子君

同日

辞任

西川太一郎君

同日

辞任

小池百合子君

同日

辞任

西川太一郎君

同日

辞任

小池百合子君

同日

辞任

松浪健四郎君

同日

辞任

島 聡君

同日

辞任

中井 治君

同日

辞任

佐藤 親樹君

同日

中塚 一宏君

同日

佐々木憲昭君

補欠選任

西川太一郎君

同日

補欠選任

小池百合子君

同日

補欠選任

西川太一郎君

同日

補欠選任

小池百合子君

同日

補欠選任

松浪健四郎君

同日

補欠選任

小池百合子君

同日

補欠選任

佐藤 親樹君

同日

中塚 一宏君

同日

佐々木憲昭君

同日

補欠選任

島 聡君

同日

中井 治君

同日

木島日出夫君

近藤 基彦君 平井 卓也君
同日
理事島聡君同日理事辞任につき、その補欠として長浜博行君が理事に当選した。

十月五日

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(亀井善之君外十七名提出、衆法第一号)

公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的のあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第二号)

同日

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

同日

は本委員会に付託された。

十月二十三日

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(松本龍君外七名提出、第四百四十八回国会案法第三号)

は委員会の許可を得て撤回された。

十月十日

あつせん利得罪の早期法制化に関する意見書(長野県議会(第五九号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(北海道岩見沢市議会(第六〇号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(兵庫県芦屋市議会(第六二号))

十八歳選挙権の早期実現に関する意見書(長野県立科町議会(第六二二号))

永住韓国人の地方参政権付与に関する意見書(和歌山県花園市議会(第一五六号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(長野市議会(第一五七号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(愛知県豊橋市議会(第一五八号))

同日

公職選挙における郵便投票の拡充に関する意見書(兵庫県西宮市議会(第三二八号))

郵便投票の拡充に関する意見書(愛媛県伊予三島市議会(第三一九号))

同日

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(大阪府枚方市議会(第四七一号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(松江市議会(第四七二号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(広島県尾道市議会(第四七三号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(北海道夕張市議会(第四七四号))

同日

あつせん利得罪の法制化に関する意見書(北海道釧路市議会(第六三二号))

あつせん利得罪の法制化に関する意見書(北海道泊村議会(第六三三二号))

あつせん利得罪の法制化に関する意見書(北海道栗山町議会(第六三三三二号))

あつせん利得罪法の制定に関する意見書(山口県山口市議会(第六三四号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件
国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(松本龍君外七名提出、第四百四十八回国会案法第三号)の撤回許可に関する件
公職選挙法の一部を改正する法律案 参議院提

出、参法第七号)

(本号末尾に掲載)

○自見委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任及び補欠選任についてお諮りいたします。

まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事島聡君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に長浜博行君を指名いたします。

○自見委員長 この際、お諮りいたします。

第四百十八回国会、松本龍君外七名提出、国会議員の地位利用取賄等の処罰に関する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○自見委員長 参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者より趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員片山虎之助君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

○片山参議院議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、保守党及び公明党を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

参議院の選挙制度につきましては、昭和五十七年に拘束名簿式比例代表制が導入されましたが、候補者の顔の見えない選挙、過度の政党化、政党の行方順位づけが有権者にとってわかりにくいといった批判があり、その導入以来、各方面において絶えず改革の論議がなされてきたところであります。

今日、国家的課題が山積し、国民の政治意識が急速に多様化する中、国民の多面的な意思を政治に反映し、参議院の独自性を十分発揮するため、選挙制度の改革はもはや先送りできないと考えます。この時期を逃すと改革が四年後になることをも考慮し、国民に対し責任を負うべき与党にいたしましては、これに真正面から取り組むべく、ここに現行の拘束名簿式を非拘束名簿式に改め、候補者の顔の見える、国民が当選者を決める選挙にすることを決断した次第であります。

また、今回の改正案には、さきの通常国会で与党が提案いたしました定数削減につきましても、その実現を求める多くの国民の声にかんがみ、改めて盛り込むことにしております。

以上が、この法律案を提出しようとするに至った理由でございます。

次に、以下、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、参議院議員の定数を削減する改正についてであります。

参議院議員の定数は、現行の二百五十二人から十人減じて二百四十二人とすることとし、比例代表選出議員を百人から九十六人に、選挙区選出議員を百五十二人から百四十六人にすることとしております。

東名簿式比例代表制とする改正についてであります。

その一は、投票方法については、選挙人は、名簿登載者の氏名または政党の名称を自書することとなります。

その二は、立候補届け出については、当選人となるべき順位は付さない名簿を届け出ることとなります。

その三は、当選人の決定については、まず、政党ごとに個人名の得票数及び政党名による得票数を合算して得られる得票数に基づき、ドント方式によりそれぞれの政党の当選人の数を定めま

す。

次に、各政党の名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から定めることとしております。

その四は、名簿登載者に認められる選挙運動については、旧全国区のとときの選挙運動よりも大幅に抑制することとしております。

その五は、いわゆる連座制の適用についてであります。

名簿登載者のための選挙運動が認められることに伴い、いわゆる連座制について適用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○自見委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として自治省選挙部長片木淳君の出席を求め、説明を聴取いたします。

○自見委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細田博之君。

○細田委員 待ちに待った審議をようやく始められるということで、感慨ひとしおでございます。本日ここに至りますまでに、連日、当委員会では理事会を開き、委員会の準備をし、十回にわたりました野党の皆様方が御出席になれないということで流されてきたわけでございますが、先週の末に至りましてようやく出席をされたということで、審議を始めることができますこと、議会に

おります者として心から喜んでおります。

さて、質問に入ります前に、実は非常に大きな問題が昨日の選挙などでも起こってまいりましたので、一言だけ中谷自治総括政務次官に申し上げておきたいと思っております。

それは、世の中IT革命ということで、どんどんコンピューターを通じての情報というものが流通を始めました。いろいろな政策を森政権もとって、基本法なども出すわけですが、昨日行われた選挙を見ますと、ホームページを選挙運動に

ほとんど使っていくという動きが出ております。

ここに、手元にご覧いただけますけれども、これは昨日東京の方で当選された方のホームページでございますが、これを拝見いたしますと、まさに選挙運動そのもののようになっています。

もちろん、これにはいろいろな考え方がございまして、一般の方がそこにアクセスをして見るのではありません。しかし、今までは、選挙運動におきましては、文書を駅頭で、一切証紙も張らないものを皆さんに配布することでも、あるいは文書などを配布することでも選挙違反であるとい

て、何人の人がこれで罪を負ったかということとを考えると、つまり、選挙運動のやり方というものは公正でかつ公平に行うべしということと規制が成り立っているわけでございますが、

このホームページを拝見いたしますと、もうとにかく、私の政策はこうでございまして、こういう会がございまして、ボランティアを緊急に募集いたします、いついつ投票がございましてよろしくと書いてあるわけでございますね。

したがって、自治省といったしましても実態をよく精査していただきまして、今までのパランス論上、我々自身も関係があります、各政党も関係が深いわけでございますので、一体どこまでホームページやインターネットを活用した選挙運動ができるようになるのか、来年の参議院ではどうするかという点について、ぜひとも実態を調査いただき、また検討を開始していただきたい。我々政治家もそれを開始しなければならぬということを感じましたので、中谷政務次官の御答弁を願います。

○中谷政務次官 現在におきまして、ホームページにつきましては、選挙運動に関しましては文書の扱いをされております。しかし、現在非常に急速に発展をしております分野でございますので、いかに取り扱うか等につきましては、きょう細田議員の御指摘の実態をよく調査しまして、今後とも検討してまいりたいというふうに思います。

○細田委員 今までの解釈ですと、通常、議員活動の一環として自分のホームページを整備しておる。私自身も自分のホームページを開いて、IT革命小委員会ではこういうふうな結論が出ましたよなんてホームページに載せております。そういうのはいいとされております。しかし、それに加えて、このたび立候補することになった、選挙運動に入る、そのときに、私の政策はこうですよ、こういう活動をやったよと、どうぞよろしくということはいけないということになって、むしろそこでフリーズといいますが凍結をして、選挙運動に入っていないかというのが従来の運用であったと思いますね。

したがって、非常に疑わしい内容の実態があった。各陣営を調べておりませんので、一例を見てそう感じたわけでございますのでそれ以上申し

しませんが、不公平のないように、しかも公正な選挙が行われるようによく配慮を願います。

それでは、本題に入りたいと思います。

参議院の方で非常に御苦労された上での案だと思えますけれども、そして先ほどの提案理由説明の中である程度は示されておりますけれども、いまだ一度詳しく、拘束名簿式比例代表選挙制を非拘束名簿式にどうして改めるのか、どういうメリットがあるのかという点について、やや詳細に御説明願います。

○片山参議院議員 今細田委員からの御指摘でございますが、現在の拘束名簿式比例代表制というのは昭和五十七年に導入したもので、それで六回選挙をやりまして、そういう意味では約二十年間たっているわけでありまして、導入するときから大議論があったんです。まあしかしいろいろな議論を経て、導入してみよう。ただその際、当時の議長さんが、二回やったら見直そう、こういうことを言われたんです。したがって、五十八年、六十一年とやって、六十三年に参議院の中に検討委員会をつくっていろいろ六十三年にやった。ただ、参議院だけやるのはいかがかなというところで、権威ある第三者機関というのが第八次選挙制度審議会ができて、これが答申するのが平成二年の七月の終わりなんです。ところが、それいろいろな議論があって、さらに平成六年に参議院で検討委員会をつくって議論して、参議院にとってはこの拘束名簿式比例代表制に対する議論、批判は、いわば埋もれ火のように約二十年間ずっと来ているんですよ。

それで、どこが問題かといいますが、一つは顔が見えない。私は、申しわけないんですけど、私も、衆議院が党なら参議院は人だ、こう思っておりますから、衆議院が政党化されるのはやむを得ないにしても、参議院は政党化に一定の限度がなきゃいかぬ。それなら党よりも人を選ぶべきだ、人が選べないではないか。それからもう一つは、拘束名簿は党が順番をつ

けるわけですから、いわば党が当選者を決めるみたいなことになるので、国民にとってみてはもどかしさとかかりにくさがあります。そういうことの中で、とにかく衆議院と違う制度をやつて、衆議院と違う国民の意思を参議院に反映するというのが参議院の役割ですよ。

そういう意味では、来年から二十一世紀です、今回先送りすれば、提案理由の説明にあるように四年後になるので、ぜひこの際、今までの宿痾のような拘束名簿式についての批判を一举に解決したい。顔の見える選挙にする。国民にわかりやすい選挙にする。少なくとも、順位づけもいろいろな党でいろいろな問題があったわけですから、例えば新進党の友部達夫さんなんというのは金で順位を買ったじゃないかという議論もあつた、そういうことをきちっと透明化する。そういうことによつて参議院の独自性を出して、二十一世紀にあるべき二院制を立てていくためにはこれが必要ではないか、こういう判断ですね。

また、直接、人と人とのつながりができるから、参議院議員にとつてはある意味では議員活動もやりやすくなる、こういうふうに私は考えております。

○細田委員 今の制度を導入以来六回やって、どうしても不都合があるといいますが問題がある、よりよくしよう、そして各党の間でもそういう話が行われてきたということでございます。

そこで、昨今、テレビなどを見ますと、野党の反対される方は、何か一切協議なしに、突然にこのことを出してきたように言われますけれども、その点もう一度、国民の皆さんにわかりやすく御説明いただきますようお願いいたしますので、ござい

ます。

○片山参議院議員 先ほど説明しましたように、平成二年に第八次選挙制度審議会がしっかりと答申を出したんですね。それをもとに参議院の比例代表制度を改めようということで、平成六年に超党派の検討委員会をつくりまして、そのときは自民党は残念ながら野党でございまして、社会党

の当時の上野さんという方が委員長になってやつて一応案をまとめた。しかし、持ち帰ると、各党みんな反対なんです。

そういうことで推移して、一、二年前から、もう一遍選挙制度を見直そうじゃないか、こういうことの中で、前の斎藤議長が超党派で代表者を集められまして、とにかく超党派で議論してくれと。しかし、代表者じゃなかなか議論できませんから、それじゃワーキンググループでもつくりようか、こういうのが平成十一年の六月なんです。

ただ、そのときに斎藤議長は、年内に結論を出してくれ、こうなった。半年でしよう。それじゃ、選挙制度もいろいろなことをやりたいけれども、あれもこれもできぬから、衆議院との絡みもあるんで、まず定数削減をやりましょうと。ただ、定数削減をやる場合に、ほかの制度が全部動くということじゃ定数削減が議論できないから、現行制度の枠組みを一応念頭に置いて、それを前提にしながらという定数削減の議論をやつてきたんですよ。

そこで一応ワーキンググループは、ことしの二月の終わりに報告書をまとめた。三案併記ですよ。定数削減ですら合意がない。いわんやそれ以外のことは、議論してないんだから、触れただけですから、何にも合意がない。それで代表者懇に四回かけましたけれども、議論したのは定数削減だけです。四回かけたけれども、これは結論を得ない。このままほっておくと、またこういう話は四年後になっちゃうんですよ。制度をいじるといのは次の次からやりますよと、特に選挙制度は。次の次からいつたら四年後でしょう。ずるずるいつてしまします。

しかも、衆議院のこの間六月の選挙の結果を見ると、今のブロック比例と小選挙区が定着してきて、衆議院も参議院も同じような選挙じゃありませんか、規模が違っても。それじゃやはり参議院は衆議院と違う制度にしたい、衆議院に対する独自性をちゃんと打ち立てたい、こういうことが今回のこの案の提案になったゆえんであります。

て、我々としては唐突でも何でも無い。ずうっと議論があつたんだから。そういうふうには理解しております。

○細田委員 だいたい片山虎之助議員から御答弁がありました。私も覚えております。衆議院の選挙制度を改正したときに一番大きな議論は何だったかというところ、小選挙区比例代表並立制を決めるときに、まさに参議院の制度と同じではないか、全国比例制と十一ブロック比例制の差があるではないかという議論はありましたが、そのときの答弁には、非常に多く出てきたものは、参議院もこれは見直さなければならぬ。これは何遍も委員会でも議論をされました。そして、しかし参議院はまた良識の府として選り方の慎重を期さなければならぬのもうひとつと待とうと。しかし、衆議院ももうこれで二度この制度のもとでやつたわけでございますから、参議院が今制度改正をするのは当然であると思ひます。

そして、先ほどちょっとお話がございました、ちよつと耳に痛い方がおられるかもしれないけれども、五年前、あの当時は新進党という党がありまして、比例で第一党になりました。十八議席もとる、三〇・七五％もとるといふことで、当時の新進党は大勝利をおさめたわけでございますが、その第十三番目に友部氏という方が当選をされたわけでございます。その直後にこの友部氏は詐欺か何かの容疑で逮捕されて、今伺いますとまだなお獄中にあられて、しかも議員辞職をされない、こういうことでございますが、その後の参議院の御努力とか、この友部議員がどういふふうになつておるのかということについてまずちよつと教えていただきたいと思います。

○須藤(良)参議院議員 議員にはまことにあるまじき、許したい事件があつたわけでありますけれども、友部達夫参議院議員は、オレンジ共済組合の実質的主宰者として顧客を欺いて金銭を取得したとする詐欺被疑事件について、平成九年一月二十八日に、内閣から参議院に対し逮捕について許諾を求められ、参議院は翌二十九日に全会一致

をもつて許諾を与えることを議決、同君は同日逮捕され、同年二月十九日に詐欺罪で起訴されたものであります。

なお、同君は、逮捕後現在に至るまで東京拘置所において勾留されておられ、平成十二年三月二十三日に東京地方裁判所で懲役十年の実刑判決を受け、翌二十四日控訴し、現在、東京高等裁判所において係争中であります。

なお、これにつきましては、比例順位工作問題が絡んでいて見られるわけですが、この詐欺で得た金額の一部を友部議員みずからの参議院議員当選に向けた新進党の比例順位工作に使い、特に、細川元総理との会食の際、細川氏側近の初村謙一郎元衆議院議員に現金三千万円を提供したという疑惑が報道されておりました。

これはもとより政党や議員個人の良識の問題であります。この背景にある問題としては、政党が順位を決めているという拘束金簿式の比例制度自体が内包する問題である、こういうふうな考えでおります。すなわち、候補者選定と順位決定に關して政党の執行部が最終的な決定権を持つてゐるために、国民不在の恣意的な候補者決定につながりかねない、そうした危うさを制度自体が持つてゐる、こういうことであります。

よつて、今回の公選法改正によりまして非拘束方式に改め、候補者選定に關する不透明性等の問題は改善され、国会議員のポストが金で買われるといった国民の政治不信の解消にもつながる、こういうふうな確信しておるわけであります。

なお、参議院のこの面に関する努力でありますけれども、友部達夫参議院議員が平成九年一月二十九日に逮捕され、二月十九日に起訴されたことを受けまして、二月三日に各会派代表者会議が開かれ対応を協議し、次いで二月二十七日に当時の坂野自民党参議院議員会長、平井平成会会長連名の呼びかけにより各会派代表者懇談会を招集し、同君に対する議員辞職勧告決議に關して協議を行い、その結果を受けて同年三月十二日、当時の下

稲葉議院運営委員長及び理事四名が同君と接見し、辞職を促したが、同君はこれを拒否いたしました。

こうした状況を受け、同年三月二十六日に再度各会派代表者懇談会において協議された結果、同君に対し、議員辞職勧告決議を行うことで合意し、数次にわたる議院運営委員会理事会での協議も踏まえ、同年四月四日に議員友部達夫君の議員辞職勧告に關する決議案を議決いたしました。なお、同決議を警視庁を通じ同君に伝達いたしました。

また、平成十一年一月十三日に当時の岡野議院運営委員長及び理事二名が、平成十二年三月二十四日には西田議院運営委員長及び理事四名が同君に面会し、辞職を促しましたが、同君はいずれもこれを拒否している状況でございます。

以上でございます。

○細田委員 私は決して、この問題を取り上げたのは今の野党がどうだということと言つたのじゃないのです。なぜかというところ、経緯を御存じない方もおられますから念のため申しおきますが、当時の新進党というのは、今はばらばらになつて、与党にもおられるし野党にもおられるわけですが、かつて、全員の責任として考えなければならぬわけですね。

十八人、当時比例で新進党から当選した方々は、自民党に現在おられる方が二人、公明党におられる方が七人、保守党におられる方が二人、民主黨におられる方が四人、自由黨におられる方が二人、そして無所属はこの友部さんで、木暮議員がお亡くなりになつた、こういうことでございまして、今の時点で言えば、何も与党とか野党とか今の騒ぎの問題じゃなくて、そもそも参議院の比例選挙を考えた上で一番いい教材として、しかも反省材料として出てきたということなんです。

そこで、特に魚住議員、弁護士でもあられますし、同じ選挙で百万票という未曾有の大量得票を東京で得られて、新進党公認で当選されまし

た。そして、同志の、比例の、そういう方のそういう問題が起きた。そして、その比例の中には、組合出身の方や、寺崎さんとか足立さんとか今泉さんが、なぜ四位なのか、九位なのか、十四位なのか、扇大臣もおられますが、二位とか、いろいろあります。同じ選挙で保坂三蔵先生も六十万票とられて、堂々たる当選をされた、まさにその選挙ですよ。あのときの反省あるいは党内の問題というものを思い起こして、ちよつとどういふふうにお考えかを先生から御紹介願ひたいと思ひます。

○魚住(裕)参議院議員 お答え申し上げます。平成七年七月に行われました参議院選挙におきまして、今先生から御紹介をいただきましたように、私並びに保坂先生も東京選挙区で戦いをさせていただきました。私の場合は百五十九万五千八百十二票ちよつといただいたわけでございます。

私、実は、その平成七年組、比例選の方も含めて同期会を結成したところでございますが、新人候補でございますし、比例の皆様方の順位決定につきましましては、党の幹部の皆さんが選挙としては最良の順位を決定していただいた、こういうふうには私は当時考えておつたところでございまして、同期会で一年ぐらいたちますと、どうもうさん臭いような話が新聞等に漏れてきた。同期会いたしましたし、非常に片腹痛いような思いをしたところでございますが、もつとすつきりした、有権者にとつてもわかりやすい、また候補者も馬力が出るような、そういうような比例制度にした方がもつと参議院というものが独自性を発揮しつつ活性化し得るのではないかと、このように当時考えた次第でございます。

○細田委員 当時の皆様方が、本当に関係者が反省をされ、また何とかしなければならぬと考へられたと私は信じておるわけでございますけれども、五年ほどたちますと、とにかく制度は先送りをして、まだこの制度を続けよう。これは責任ある立場ではないのではないかと私は疑問に思つてゐるわけでございます。

減らす理由につきましては、既に、申し上げるまでもございませんが、中央省庁等改革に係る大綱におきまして十年後には十分の一の国家公務員を減らすとか、あるいは基本法におきましても国の行政の事務、事業の簡素効率化を進めまして国の仕事の重点化を図る等々の議論がございます。そういう中で、同じ国の機関でありますところの参議院だけがこのままでいいわけではないという議論が一つございました。

国民の生活は厳しい十年間の経済状況の中から塗炭の苦しみも受けているところがございす。特にリストラにおきましては四・七%の失業率等がございす。こういうことがございまして、国民各層の中には国会議員も減らすべきであるという議論が厳然としてあることも否めないところでございます。

それから最後に、やはり何といひましても参議院の改革の端緒にしたい。

この三つの願いをもうろ込めまして今回減らすことになったわけでございますが、当然ふやさねばならないという意見もございまして、そこで総合的に見まして、参議院の仕事、役割等に損ないが出ないように数を決めたのが十名というところでございす。

なお、十名という数字に関しましては、衆議院の減員に対する数字も参考になったところは当然でございます。

それから二番目でございすけれども、いささか長くなりまして恐縮でございます。六人と四人、なぜ数字を変えたのかということでございす。選挙区選挙は、御案内のとおり、都道府県を選挙区にいたしまして、それぞれの地域の代表というにおき、意義ないし機能を持っていることは申し上げるまでもございせん。一方で、比例区は全国の、例えば職域等を代表する立場がございすから、いずれも、両制度とも対等の存在にあることは申し上げるまでもないわけでございます。そこで、現在の三対二という数字、ちなみに申し上げれば、選挙区は百五十二名、それから比例区は百名、この三対二をそのまま勘案いたしまして、十名の中を案分比にいたしまして六人と四人、四人と六人、こうしたわけでございます。それから三番目のお尋ねでございますが、岡山県、熊本県、鹿児島県を削減する理由は何か。これは御案内のとおり、実は鹿児島県は人口が百七十九万、三重県が百八十四万で、人口が少ない鹿児島県の方が定数四名で、人口が多い三重県の方が定数が二名という逆転区が現に存在しま

す。これはもう一刻も早く解消しなくてはならないという前提がございました。そこで、逆転現象を今回の見直しではゼロにするということでスタートしたわけでございます。

また一方で、選挙区の一票の重さの問題が出てまいりまして、一議席当たり、現在では、平成七年の国調では、東京と鳥取の間では四・七八七という較差が出ております。これをこれ以上ふやしてしまつてはだめだということで、八名の定数の東京、それから六名の埼玉、愛知、神奈川、大阪、ここで減らしますと、鳥取だけは変わらないうわけでございますから、一層較差が拡大するといふ懸念がございまして、そこで定数四の選挙区から、少ない順に鹿児島、熊本、岡山、この三県をそれぞれ削減対象区としたわけでございます。このあたりも御理解のほどをお願い申し上げます。○細田委員 いろいろな経緯についてお話がありました。

この定数格差問題は、衆議院の場合は二倍とか三倍をめぐって過去にたくさん訴訟、判決があるわけでございます。参議院についてもたびたびありますけれども、本来、参議院の定数が少ないことと、それから選挙区選挙の定数自体が少ないというところをもつて、どうしても、なかなか人口比にならない、格差が四倍を超えるということですが、参議院をアメリカの上院になぞらえれば、一州すべて二人ずつで百人というような制度も加味すべきではないかという感じがしておりますが、全県二人というようなことでもまた実際の、昨今の大都会と地方の格差がありますからね、これはそうもいかない。

私などは一種の私案を考えたことがありまして、二百万人以下は定員二人、四百万人以下は四人、八百万人以下は六人、それ以上は八人とか、もう自動的に人数の閾値をつくって、それで見直した方がいいのではないかな。そうすると考え方がはつきりますからね。格差の問題にならない。それではなぜそうなのだとと言われるとまた議論は必要でございますけれども、その方が制度の

将来にとつていいというので、私はそういう私案も持っておりますのでちよつと御紹介申し上げておきます。

今後とも幾らでもある議論でございますので、どうやったら参議院の格差問題を乗り越えて各県ごとの割り振りを考えるか、御参考までに申し上げます。

具体的にはいつの時点から定数削減ということになるのか、手順をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○保坂参議院議員 この点も私から御答弁させていただきます。

この法律案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとなっております。この二十日という意味合いは、罰則規定が整備されたからでございます。周知徹底のための期間でございます。

ただし、議員定数に関する部分につきましては、附則の第二条二項におきまして、施行日以降、法律が施行された以降その期日を公示される参議院の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙についてこれを適用する、そして、施行日の前日までにその期日を告示された参議院の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとなつております。

これを具体的に説明させていただきますと、平成十三年に行われる予定の通常選挙においては新しい定数でやろうということでございます。その通常選挙に選挙無効等の事由が生じて行われます再選挙やあるいはまた欠員等が生じて行われる補欠選挙についても、同様に新しい定数で行われるわけでございます。

しかしながら、既に終わりました平成十年の通常選挙において、この法律の施行日以降になりまして、平成十年のとき行われた選挙の無効等の理由などによりまして再選挙や補欠選挙等々につきましては、従前の定数で行われることになっております。

と申しますのは、その都度もし定数を見直してまいりますと、参議院の定数自体が五月雨的に変更されるようになってまいりまして、議員定数としての安定性を欠くおそれがあるからでございます。

以上でございます。

○細田委員 そういった手続も決められておるといふことを理解いたしたわけでございますが、このたびの法改正は政党名投票もあわせて認めるといふ、これが大きなポイントの一つになっておるわけですが、この政党名投票を認めるという趣旨について御説明をお願いしたいと思います。

○月原参議院議員 お答えいたします。

今度の選挙は、比例代表制というものをやはり基本にしているわけでありす。順位を決定する拘束制でなくて、非拘束制というのはそこに意義があるわけでありまして、そこで個人名というものが登場するわけでありす。そういうことから、個人名でなくても、御承知のように、比例代表制というのは議席というものを的確に表現する、民主主義の制度としては代表的なシステムでありますので、政党名で投票されたものについてもそれを認める。その結果、政党名それから個人名、そういうものを合せて合算いたしまして、そしてドント方式で議席を決めていく、こういうシステムになっているわけでありす。

○細田委員 この点はさまざま意見もあるところでございますので、これから議論が深まっていきたいと思います。とりあえず、私としては、まだ質問の数がございすので、そちらへ移りたいと思ひますが、かなり複雑な集計になると思ひますね。したがって、この際、投票方式を記号式を考えると、そしてまた、さらに言えば電子式投票の導入をばしば検討していつてはどうか。そういった実際の実地の練習もしてみたい、あるいは市町村などでやってみて、いずればこの電子式投票、記号式投票などもやってみていくということを検討してはどうかと思ひますが、まず自治省、どういふ検討状況か、願ひします。

○片木政府参考人 お答えいたします。

二点御質問ございました。

まず、記号式投票の導入でございますが、今回の非拘束名簿式比例代表制におきまして、仮に記号式投票を導入するといったしますと、政党数あるいは候補者数によりましては投票用紙がかなり大きくなるのではないかとということで、選挙人の便宜からどうかといった問題があるのではないかと考えておるところでございます。

電子式投票を導入してはとの御質問でございますが、これはもう御案内のとおりでございますけれども、自書式を変更いたしまして記号式投票にするということにつきましては、平成七年に衆議院選挙で一たん導入されたわけでございますが、議員立法によりまして自書式に戻されました経緯がございます。これらのことを踏まえる必要があるというふうに考えております。

また、機器のセキュリティ等の問題も当然ございます。この問題につきましては、各党各会派において御議論をいただくべき問題とは考えておりますが、自治省におきましても大変重要な課題と考えておりまして、問題の整理をするという意味で研究会を設置いたしまして、ことし八月には中間報告を取りまとめたところでございまして、今後、技術的な側面、経費的な側面等からの検討も行つてまいりまして、解決すべき課題をより明確にしていきたいというふうに考えております。

○細田委員 先般、アメリカのテキサス州の政党の責任者が来て、選挙の管理その他をやっているという人に聞いたのですが、もうかなりの程度、どうやったらインターネット投票を実現できるのかとか、電子式投票をどのようにしたら不正を防ぎながらできるのか、万一停電の場合とか、それも含めていろいろな検討がなされておるところでございます。

IT革命、森政権が今いろいろなことを言っておりますけれども、その中には、もっと大きなことをやっているわけですよ。つまり、IT、インターネットによる取引をして、そして本人確認を

して、巨額な金を動かしても、株を買っても、金融をしても、ありとあらゆる取引に使っても大丈夫なようにセキュリティをきちんとして進めましょうと言っているわけですね。

非常に小さな選挙の集計とか投票について、いろいろなセキュリティ対策をやつつ、そして結論としては瞬時にたたつて何も罪はないので、万歳するのに時間が必要などと言う人もありますけれども、そんなことは大したことじゃないので、むしろ結果が速やかに出て、さらに次の行動に移るということができるようにすべきではないかと私は個人的に考えております。

いろいろ抵抗感のある人もおられるようですが、まずは選挙におけるITの導入ということで皆様方にもお考えいただきたいわけでございますが、ぜひとも機械的なあるいは仕組みとしての安全な、秘密も守られて、いざ事故のときにも大丈夫なような仕組みあるいは機器の開発等を進めていただきたいと思っております。

沖縄のサミットにおきましても、各首脳にそういったデモンストレーションも行いましたところ、各国ではむしろこれはいいからやろうというふうな流れが生じておるようでございますので、どうも日本はこういう面でもおくれおるのではないかなと感覚的に思う次第でございます。

さて、もう一つの大きな議論といたしまして、参議院の比例代表選出議員の選挙について、いわゆる連座制の問題といたしまして、連座制が適用されることとなった理由、あるいは問題点等について、どういった懸念、議論があったのかということについて御答弁いただきたいと思っております。

○魚住(裕)参議院議員 この点につきましては、魚住からお答えをさせていただきます。

連座制は、選挙の腐敗を防止して公正な選挙の実現を図るために、候補者のために行われる選挙運動におきまして一定の選挙犯罪が犯された場合に、その候補者の当選を失わせたり、あるいは立候補を制限するという制度でございます。

これまで、政党等の得票数を競う拘束名簿式の選挙におきましては、そもそも候補者のために行われる選挙運動というものが想定されていなかったところでありまして、また、仮に政党等が行う選挙犯罪につきまして連座制を適用いたしまして、政党等のすべての当選人の当選を無効とすることは、選挙の公正を確保するといえども、余りにも過大な制裁になるというふうに考えるところであります。

以上の理由から、参議院の比例代表選出議員の選挙につきまして、今までは連座制の適用がなかったところでございます。

しかし、今回の改正では、この比例代表選出議員選挙における候補者の選挙運動が認められるところでございます。他、選挙の場合と比較して、連座制を適用しないという理由は見出しがたいというふうに考えるところでございまして、候補者個人のために行われる選挙運動におきまして選挙犯罪が犯された場合につきまして、連座制を適用することが適当であるというふうに考えたところでございます。

衆議院と異なりまして全国範囲があるわけでございます。余りにも目が行き届かないところで連座制が適用になった場合過酷ではないかというふうな議論ももちろんあったわけでございますが、比例選挙といえどもやはり選挙の腐敗の防止を図って、公正な選挙を実現する必要があるのではないかと。そしてまた、過去の全国区の選出の議員選挙におきましても連座制がございました。これとの対比の関係上、連座制をやはり適用すべきだということに落ちついたところでございまして。

○細田委員 連座制についてはなかなか難しい問題があるという気がいたすのですが、これは選挙運動の幅と深さとの関係にもよると思うんですね。

そこで、自治省も、最初にお伺いしましたが、いわゆるホームページ、インターネットの活用というふうなことを私、最初に言ったんでござい

すけれども、大きな、名前を書いていただくような全国比例区制度を導入するに当たりまして、やはり従来の考えをもうこの際少し変えていただいて、有権者の方々に、インターネットでアクセスすれば、なるほど、こういう意見があるんだな、あるいは政党もこういうふうになっているんだなということがあるような、秩序ある、新しい考え方を早急に検討してみたいかどうかと思っております。

さっきのあれは、きのう行われた選挙について、中谷総括政務次官から、至急調べてみますというのを伺ったのでございますが、むしろ参議院選挙を目指しても、非常にもう今や必要なことでございますので、どう考えておられるか、選挙部長からお答え願いたいと思っております。

○片木政府参考人 インターネットを利用した選挙運動についての御質問がございました。

御指摘のとおり、IT革命が進んでおる中でインターネットの普及が急速に進んでおるというところは事実でございますし、選挙民の方が必要な情報を得られまして選択をされるということも、当然選挙制度として大変重要なこととは存じております。

ただ、先ほど中谷総括政務次官の方からお答えいたしましたのは、従来の非常に長い歴史にわたります公職選挙法の解釈といたしまして、やはり文書図画につきまして積み重ねられた判例等がございまして、そのアナロジーといえますが、その論理的な帰結からいいますと、どうしても現行法解釈といたしましては、文書図画に当たって、ホームページを利用した選挙運動は公職選挙法上禁止されているというふうに解釈せざるを得ないというところでございまして。

ただ、先ほど申し上げましたように、大変重要な問題であるという認識はいたしております。選挙制度そのものの、基盤にかかわる問題でございますので、各党各会派の方で十分御議論をいただきまして、また、私どもも必要な技術的な御協力を申し上げていきたいというふうに考えております。

○細田委員 今おっしゃったようなお考えだと、きのう当選した人はもう逮捕ですよ。やはりやり過ぎなんですよ、選挙運動してはいますから。では、本当にいけないのかというと、まあ時代も変わってきますから、私はすぐ逮捕するばかりが能じゃない、どうしたらいいかを考えるべきだ。

私の個人的な考え方を言いますと、選挙運動期間でも、自分が一生懸命物を配る、書いたもので何でも、配るのは、これはちゃんと証紙が張ってないといけない、ある枚数の範囲で決まっているんですね。それから、テレビで積極的に打って出るのも、決められた画面の中、分数の中でやらなきゃいけない。つまり、候補者みずから出かけていって情報を提供する部分は平等にしましょう、お金のかかり過ぎを防ぎましょう、これはこれでいいと思うんですよ。しかし、インターネットやホームページを利用する場合は、有権者の中の意思ある者が聞いてくるわけですから、そして、実際どんな考えなんだろうか、あるいは政党はどういうことが問題になっているんだろうかと思っ

て聞いてくるわけですから。選挙事務所に有権者の人がやってきて、いや、この問題についてこの候補者がどう考えているか知りたいんだけど関係資料はありますかと言って、もらう、それは合法ですね。知りたいから下さうと言つてその資料をもらうのは私は合法だと思ふんです、一般に配布するのは違法であつても。そういう仕切りがあるんじゃないかと思ふんです、ここで答えただけでなくともいいですが、そういう整理もできるんじゃないか。

ただ、そう言いましたら、よくインターネットを知っている人は、いや、そうじゃないぞ、これは成り済ましというのがあつて、もう、だれがやっているかわからないけれども、ほとんどインターネットを通じて知らない人のところへEメールを送る人が出て、これが捕まえがたいんだ、だから、おおよそインターネットを通じてのものは規制した方がいいんだという人もあります。

しかし、Eメールを送るといふのは、もうアメリカでは全部解禁になつて、やっているんです。何十万件のEメールのアドレスを持つておつて、全部選挙のときはEメールを出しているんですが、日本ではそれは違法ですね。選挙に入つて、私に投票してくださいといつてEメールを送ることは違法だと思ふけれども。そういう打つて出るのはアウトだ、受けるのはセーフだといふような考え方は私はあるんじゃないかと思ふんです、よく精査していただいて、検討していただきたいと思ふんです。これは大変急がれることでございまして、さもなくば逮捕をしていただかなくちゃいかぬ、こう思うわけでございます。

それで最後は、もう時間もなくなりましたので、私は、ここにおられる民主党の堀込理事とも仲よくずっと選挙制度の改正をやつてきておりまして、外国にいる日本邦人の比例投票まで認めようじゃないかといふので、もう大変苦労して、六十万の在外邦人にこのたび衆議院選挙で投票していただきました。まだまだなかなか行き渡らないで、六万人が登録、二万人が投票、概数でございますが、そういったことが行われたわけでございます。

そして、もう一つは洋上投票。遠洋航海に出かけていって船の上にいる人の投票も認めようじゃないかといふことで、法改正しまして、特別なファクシミリで洋上で投票しますと、こちらの受け手では、シールがずっと上へ張つて投票の秘密が守られる、投票日にあけてそれを見る、そういうファクシミリ投票を認めたということになります。

これを、比例投票で名前も書けるという投票をするときに、一番問題は、既存の政党であれば、アマゾン奥地の奥地に働いている人もいるだろうし、アフリカにいる人もいるだろうが、大体何党と何党があるなどということはわかるわけでございますね。まあ、五年たつたら新進党がなくなつたというさつきの例でわかるようにいろいろ動きはありますけれども、大体新聞なども見ておられればわかるだろうというところで政党投票ならいいんでござい

ますが、そこに立候補している個人の名前から書くといふことになるとなかなか大変であります。が、一体在外投票の比例投票におきましてはどのように考えているのか。法案の中身、自治省がこれから努力しようといふ中身、それから今回の衆議院の選挙の反省点。

これはもう自見委員長のもとに鈴木筆頭や各党の皆様方と一緒に海外でも調査をしてきたわけでございますが、これは参議院の比例投票においてなかなか大変な、有権者から見るとだれが立候補しているのかまだわからぬじゃないかといふようなことがあるかもしれないけれども、それを政党投票をしてもらえばいいんですよ、それから名簿はどこにありますがといふようなことは言つていただかなくちゃいけないと思ふんですが、選挙部長から御答弁をお願いします。

○片木政府参考人 まず、啓発の関係でございますが、改正法が成立いたしましたときには、常時啓発として、在外の有権者に対しましては自治省のホームページや衛星新聞等によりまして、速やかに制度全般についての啓発を行いますとともに、選挙執行時における臨時啓発といたしまして、非拘束名簿式比例代表制による投票方法の周知を重点に啓発を行つていく所存でございます。

それから、さきの衆議院議員総選挙における在外投票の反省点のお尋ねがございました。お話がありましたとおり、今回の総選挙から在外投票制度が新たに導入されました。外務省とも連携をいたしながら周知啓発を行いますとともに、関係選挙管理委員会と一体となりまして、万全の体制で執行、管理に当たつてまいりましたところでございます。おかげさまで、在外公館を初め関係者の御努力によりまして、大きなトラブルもなく執行できたと考えておるところでございます。

ただ、総選挙後、在外邦人を中心といたしまして、制度をもっと周知すべきではないか、あるいは手続が煩雑ではないかといった意見が寄せられておるところでございます。また、お話がありましたとおり、在外選挙人名簿の登録者数や投票率

についてもさらに向上させていく努力が必要と考えておるところでございます。

今後は、在外邦人からの意見等も踏まえまして、周知啓発を充実いたしますとともに、運用面での改善を含めまして、管理、執行についても万全を期してまいります所存でございます。

非拘束名簿式比例代表制が導入された場合の洋上投票についての情報提供でございますが、洋上投票におきましては、船員は、選挙に関する情報を通信社等からファクスにより配信されるニュースやNHKが行っている海外ラジオ放送等により得ることができるところでございます。現在におきましても、指定船舶のほとんどが通信社からファクスによりまして配信されますニュースを受信していると聞いておりまして、特に今回の衆議院総選挙におきましては、私どもの方から当該ファクスニュースの中で候補者の一覧が配信されるよう通信社に依頼もしたところでございまして、今後同様に、参議院選挙におきましても、名簿登載者の氏名等の一覧の記載が配信されるよう通信社に依頼するなど、努力をしてまいりたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○細田委員 間もなく時間でございますので、最後に片山議員に総括的なお尋ねをいたしたいと思います。

私は、先ほどの質疑でもおわかりのように、このたびの制度改正は、やはり深い過去の反省にも基づき、一歩、二歩前進したものであると認識しております。しかし、もちろんそれで終わりというのではなく、また三歩、四歩と前進して、制度をよりよくしていかなければならないという点も数々あると思ふんですが、その点についての御決意のほどを表明していただきたいと思います。

○片山参議院議員 今細田委員からお話がありました。が、選挙制度に百点はないんですね、昔から。だから、常によりよい制度を目指して、お互い研さんし、切磋琢磨をしなければなりません。が、全国区という五十七年までは大変な制度を経

験して、そのリアクションというのは、大きな反省から今の拘束名簿式になって、やはり拘束名簿式にも大変な問題があるなどということ、平成二年の第八次選挙制度審議会の今の非拘束になったわけでありまして、その非拘束をやつてみなければ我々もわからないところはありますが、今の段階では我々はベターだと思っています。

党利党略というお話も一部の党や何かで、参議院のいろいろな過程の中でありましたが、小手先を変えてだまされるような私は国民じゃないと思いますよ。国民はもつと賢明ですから、我々は、そういう国民の賢明さを期待しながら、よりよい制度を求めていくことが今後のあり方だと思ひますので、やつてみていろいろ問題点があればまた直していけばいい、そういうふう思っております。

○細田委員 以上で終わります。

○自見委員長 堀込征雄君。

○堀込委員 参議院を通じて、野党側質問は初めてだと思ひます。今も細田先生の質疑を聞いておりまして、私は、これは何をねらっているのか、何でこう急がなきゃならないのか、ますますわからなくなつてきたわけでありまして。

この法案をそもそも出したのが、そろそろ来年夏には参議院選挙を控えている、秋風が吹き始めるころ突然出してきた。もみじが黄色くなるころには、赤くなるころには全部上げてくれという強行的なやり方ですね。これは、私は、憲政史上初めてのケースじゃないか。過去にこういう事例があったんだらうか。例えば、全国区から今の拘束名簿式に変えるそのときの審議も、八一年の十月から約一年間、十月月ぐらい、八月月ぐらいまでかけて実は国会で議論されています。

それから、皆さん御存じのとおり、今の衆議院の比例代表並立制、これはもう何年もかけて、宮澤内閣が倒れる、海部内閣が倒れるというように経過を踏みながら、みんなで努力してつくり上げてきているわけです。しかも、あれは衆議院の制度でありながら、参議院へ行ったら否決されたん

です、一度。そして、両院協議会が開かれて、細川・河野会談が開かれて、やつと成案を得た。つまり、与野党の話し合いの中でできてきているわけです。

この間の衆議院の比例の二十名定数削減問題も、実は、強行採決に最後にはなつたけれども、それまでに、六党の幹事長会談をやり、実務者会議をやり、いろいろ意見を聞かせて、そういう手続を踏んでちゃんとやつてきているんですよ。

私は、今度の参議院のこの法案は、全く憲政史上この選挙制度にして初めての暴挙だというふうには言わざるを得ないと思ひます。このやり方というのは今までの例がなかったし、少なくとも政治改革以来、私が携つた段階でも、先ほど細田議員から大変いろいろな協議のお話いただきましたが、外国人の在外投票の問題は、いや、うちの党はこまでは無理だよ、こういうふうにしよとか、洋上投票はこうしようとか、あるいは、その前は選挙制度はいろいろ話し合いが行われてきているんですよ。ポスター何枚にするから政見放送何分にしよう、党の配分どうしようかということまでみんな与野党で話し合つて決めて今日にきている。制度だけじゃなくて、細部にわたつてそういう経過と歴史を私も持つていくわけでありまして、今度のはどう見ても全くこんな一方的でそういう経過を無視したやり方ではない、今回が初めてだ、こういうふう思ひます。多分国民も、何でこんなに急ぐの、何でこんなやり方をす

るのというのがわかつていないと思ひますから、提案者、どうですかそこは。

○片山参議院議員 堀込委員には野党質問第一号で、大変ありがとうございます。参議院の質疑の中でも、与党が、野党なら恐らくこう質問するだろうというシミュレーション的な質問がありましたが、本当の野党がちゃんと質問されるというのは第一号でございまして、大変敬意を表したい、こういうふう思ひます。

そこで、堀込委員いろいろ言われるんですが、この問題は長い歴史があるんですよ。五十七年の

導入のときに、先ほども言いましたが、大議論があつて導入して、後、常に見直そうということになってきているんです。だから、そういう意味では、六十一年の拘束名簿の選挙が終わつたときから常に議論がずっと来ているんですよ。

何度も言ひますけれども、例えば六十三年の参議院の中につくつた超党派の検討委員会、平成二年の第三者の権威ある機関の第八次選挙制度審議会、あるいは平成六年のこれも超党派の参議院選挙制度検討委員会、あるいは去年からやつておりますワーキンググループ、代表者懇の下。あるいは、ことしの春ですが、前の斎藤議長が私的な諮問機関をつくられてまして、そこでも選挙制度も議論しているんですよ。そういうふう常に長い歴史の中で出てきたので、突如出てきたのなら、あなたが言うように私は唐突だと思ひますよ、そういうことではない。みんな認識があるんだ、この問題をどうするか。ただ、ワーキンググループは代表者懇の下で下部機関で、限られた権限しかありませんし、時間がなから定数削減だけやろうと。その定数削減すら小一年やつてまともでないんだから。

だから、そういう意味で、選挙制度をほつておいていいということには私はならないと思ひます。だからこの際、思い切つて定数削減とあわせて今までの長い間の十何年の懸案の今の比例代表を拘束から非拘束に直そう、こういう結論に達したわけでありまして、それを与党が法案を提出するのがおかしいなんというの、国会の議員の法案提出権を縛るものですよ。

だから、私は今御承知のように国対委員長をやつておりますから、臨時国会が始まる前から、野党の皆さんには、与党は法案を出させてもらいます、国会の委員会でも十分な審議を尽くしなすうと。同時に、政友会の話も代表者懇を中心にするのはいささかもやぶさかではありません、やりましよう、話し合ひを。

ところが、野党の皆さんは、野党の中がまとまらないとか、私の党の中に大変な議論があるんで

すということ、おやりにならなかつたのですよ。しかも、後ずつと審議拒否でしょう。我々は手続を尽くしたと思ひますよ。それに乗つてこれならない、ずつと審議拒否、こういうことでございまして、堀込委員のお立場やお考えはありますけれども、経緯を十分御理解、御認識を賜りたい、こういうふう思ひます。

○堀込委員 そういう経過があつたことは事実だろつと思ひます。これまたちよつと後で参議院の協議会の話は質問させてもらひますけれども。

そういう経過はあつて、いろいろな議論をしてきて、しかも結論は出なかつたのです。八次審だつていろいろなことを言つていくわけですよ。ね。拘束も言つていますし、選挙区はこうしろとかいろいろ言つていくのですよ。そういう経過を議論しているというのは事実でしょう。そういう長い間の経過をここで断ち切つちやつて、もう与党で決めたから来年の選挙に間に合わせるようにこれをやりますよ、こういうふう言われては協議も何もないんですよ。法案を出しておいて、片方はこうだ、とにかく協議はするけれども法案出したのは通させてもらひますよという姿勢では、これは協議じゃないんです。今片山先生がおつちやつた過去の経過を無視したやり方をしちゃつていくんですよ、与党側が。

私は、とりわけこの選挙制度、議会のルールの問題もそうなんです、選挙のルールを決めるのは、ある程度一致をする、あるいは一致しなくてもかなり徹底した議論を経た上で決めていく歴史があつたし、そうあるべきだろつと思ひます。

政権を握つた多数党がいつもそのときの多数で自分の都合のいいように選挙制度を変えられる、こんな慣例を今回のこれはつくるんですよ。これは今までも例がなかつたことで、もし政権がかわつて多数党になつたらいつでも都合のいいように選挙制度を変えますよ、こういう歴史をつくつちやうことになるんですよ。

だから、私は、多数党が都合のいいように、自

分のいいようにルールを変える、土俵を変えちゃう、こういうやり方はやはりやめた方がいい。とりわけこの選挙制度については大方の賛同が得られるような仕組みということを考えるのは我々国会人の最低の常識ではないか、こういうふうには思います、いかがですか。

○片山参議院議員 堀込委員、先ほども言いましたように、政党内では何回も今まで長い経過の中で話し合ってきた、しかも平成二年には第八次選挙制度審議会という大変権威のある第三者機関が政府に答申したのです。あのメンバーを見ていただきたい。恐らく日本でその当時の最大のそういう有識者、経験者の集まりの答申ですよ。今回の与党の案は、第八次選挙制度審議会の案そのものなんです。我々は勝手につくったんじゃないんですよ。今まで議論をしたこの第八次答申、選挙制度審議会の答申をそのままやろう、ということなんです。

それからもう一つ、私はちょっと堀込委員と考えが違うのは、国会議員というのは国会に来て議論を尽くすんですよ。政党内の事前折衝も必要でしょう。それはあつていい。あつていいけれども、それがうまくいかないときは、国会で一方が法案を出して国会の委員会や本会議の中で議論を尽くして結論を集約していくんですよ。その過程で、国民の前に開かれた議論で国民の皆さんの批判をもらえばよろしい。そういうことで、最後は粛々と多数決で決めるというのが私は議会制民主主義だと理解しております。

出てこない、出てこないということが私は今回の最大のあれではなからうか、こういうふうには思っています。

○堀込委員 第八次選挙制度審議会、ちよつと後で質問しようと思ったのですが、今言われましたから。

あの答申では、確かに拘束名簿の問題点を指摘しているんですよ。しかし前段がずつとありまして、片山先生はもう御存じのとおりですよ。二院制のあり方をどうするんだ、そしてその中で衆議院

院に対する参議院の抑制や均衡、補完といった役割はどう果たしていくんだ、そのために参議院改革をしなきゃいけない、一つの案として、実はこの非拘束というのはどうだろうか。今度の法案にあるとおりなんですよ。

だけれども、もう一つ、選挙区の方は、各都道府県に二名を割り振ってあとは人口比例配分したかどうか、これも言っているんですよ。八次審の第二次答申ですか。

つまり、今度の法案は、八次審の都合のいいところだけ取り出して法案にしている。しかも、これは十年間ほったらかしてきただけでしょう、議論はしてきたと言いますけれども。もう十年前も前、九年も前ですか、この話を取り出して、都合のいいところだけを今度法案にしているんじゃないんですか。参議院改革なんて全然ないじゃないですか。

○片山参議院議員 都合のいいところだけをつまみ食いしていませんか。よく見てください。八次審の第二次答申とおりの案が、我々の今度の皆さんに御議論賜る案でございます。

それから、いろいろおっしゃいましたが、たまたましじゃないんです。何度も議論してきたのです、八次審の答申をもらっても。その結果、各党の立場やお考えがあるからなかなかまとまらないのですよ。

だから、我々は、このまあいと二十一世紀に入る、衆議院と似たような制度が定着するのはぐあいが悪いので、この際思い切って、衆議院とは違う、国民の意思を代弁するのが我が参議院だと思つていますから、今堀込委員言われました、抑制、補完、調整というのですか、衆議院の出過ぎを抑え、足らざるを補い、しかも両院でバランスをとるといのが我々の立場だと思つて。そのためには、党中心じゃなくて人中心の選挙制度にすべきじゃないか。それが我々の考えですから、それに基づいて、一番権威ある第三者機関が十分な議論を尽くしてまとめたものを今回我々の案として国会に提出した次第でございます。

○堀込委員 日本の二院制は、GHQが民主的な一院制というのを提案して、日本政府が二院制度を出して、結局二院制度に落ちついた経過があるわけですね。そして、そうはいっても、両議院の構成をできるだけ異質なものにしていこう、こういうことで全国区制が生まれる。そして、社会各部門の経験のあるあるいは知識のある方々に出てもらつて、全国区制ができたと思ひますし、当初はこの全国区制というのは非常に大きな機能を果たした。無所属議員が大変たくさん当選されて、実は緑風会が第一党になって、一味違う参議院の機能を果たされてきた経過があつたと思うのです。

しかし、その後、参議院の政党化が進んで、衆議院のカーボンコピーだなんという言葉まで出ちゃつて。こういう状況があつたと思うんです。つまり、参議院の存在価値が問われる。選挙制度調査会や各党でも議論が行われて、候補者推薦制とか職能代表制とか完全地域代表制とか、いろいろな議論がされてきたのですよ。おっしゃるとおりなんです。

片山議員に私が言いたいの、つまり、そういう議論がずつと戦後もあつて、八九年に政治改革のバイブルと言われた自民党の政治改革大綱が出されるわけですよ。そして、九〇年に選挙制度審議会が一次、二次という答申を出している。この答申を受けて自民党内で本当に真剣な議論が行われているのですよ、歴史を見ても。まことに参議院の機能をどういうふうにするべきかという真剣な議論。斎藤十朗議長も私案を提案されていますよ。参議院会派が名簿を提出して全国十一ブロックの一票制の比例代表制にしたかどうか。片山議員も提案されているじゃないですか。候補者推薦制を基軸にした案で参議院の機能発揮に努めるべきじゃないかと。

私が言いたいの、当時の自民党のこの改革の熱意と情熱といいますか、本当に参議院を改革し、期待される二院制をつくり上げていくこととする、そういう熱意がこの間の議論に、この前後に

ずつとあつたと私は思うのです。今回の法案は、私は、そういう意味では、今議論してきたとおっしゃるけれども、そういうレベルの高さとか問題意識の深さといえますか、そういうのが全然感じられない。党利党略しか感じられないのですよ。一体あの当時の自民党はどこへ行つちやつたのという感じが受けられないのですよ。

そういう意味で、私は、顔の見える選挙だとか何だとかいろいろな理屈はしているけれども、一体、この法案をやつて機能ある二院制の発揮をどういうふうにしていくんだとか、そういう問題意識が見られないから国民も支持をしない、こういうことになっていると思うのです。感想はありますか。

○片山参議院議員 今、いみじくも御指摘になりましたが、私も個人的には、参議院を、衆議院と比較の中で独自性を出すためには、本当に有識者の良識の府にする必要があると途中では考えました。

私は、あれは平成五年だったか六年だったか、私個人の私案として候補者推薦制というのを提案したのです。衆参で候補者を、本当に国民の皆さんが納得するような方を選んで、それを最終的には国民の投票にかけて、認知されればその方々に参議院議員になっていただくじゃないかと。ただ、それは憲法上もいろいろな議論があるので、したがって、私は、それはなかなかとれないな、こういうことなんですよ。

そこで、同じ議論を繰り返すのはあれでございしますが、全国区で人を選んできた、しかし、これはいろいろな弊害があつて、それでは、ヨーロッパを中心に行つて比例代表制をとろうと、比例代表制というのは党が中心ですから、それとつた。それはそれなり、何度も言いますけれども、参議院の政党化を促進したり、党が順番を決めた、参議院の本来のあり方からいつて必ずしもふさわしくない。それでは、比例代表の中で、より顔の見える、人が選べる、国民からもわかっ

でもらえる非拘束にしたらどうか、こういう経緯を経てきているわけでありまして、堀込議員御存じかどうか知りませんが、参議院の中では常に議論してまいりましたよ、自民党は自民党で、自民党以外の各党も。

そういうことの中で、なかなかまとまらないので、いつまでも放置できない、四年後に先送りするのは我々としては耐えられない、二十一世紀にもなる、衆議院の選挙制度も定着しかかっている、我々としては、この際、定数削減とあわせて、参議院の独自性を、衆議院のカーボンコピーなんて言われているのですから、そういうことを言われないように、ちゃんとしたことにするために、まず参議院の選挙制度から変えるべきではないか、こういう結論に達したわけでありまして。

○堀込委員 どうも私の質問をよく理解していただいてないようですが、選挙制度を変えるだけであって、やはり、参議院の本質的な改革とか二院制の機能をどういうふうにしていくのか、こういう発想がこの法案の背景に見られない、感じられないということを実は申し上げているのです。

自民党政治改革大綱が八九年五月十九日に出されます。それで、選挙制度審議会がつくられて、政治改革の議論が行われていきますね。当初は、リクルート事件が当時ありまして、政治倫理だとかあるいは腐敗防止だとか、そういう議論で、政治倫理を確立しようという議論で政治改革の議論が片山議員御存じのとおり進んでいくわけでありまして。

しかし、その倫理を確立するために選挙制度を変えようという議論が一つあったけれども、だんだんその一方に、政治倫理の問題だけじゃなくて、この国の戦後政治が極めて内向きになってしまった、やはり政治を大きく変える必要があるのではないかと。国際社会における適切な政治の役割を果たせるような仕組みに変えていくとか、利益政治や業界政治を打破しながら、国民に対して存在感ある機能を果たす政治を確立していく、こういう議論がなされてくるのです、まさに自民

党さんを中心にして起こってくるのですよ。そして、あの選挙制度が変えられて、大きな意味での戦後政治の改革になる。

つまり、あの改革は、政治倫理や腐敗防止もあつたけれども、もう一つ大きな意味での政治改革をやろう、政治のレベルを変えよう。当時、後藤田正晴先生が、小文字の政治改革と大文字の政治改革ということを言っています。まさにそれは、機能しなくなった日本の政治を何とかしよう、こういうものをおっしゃったわけでありまして、私は、自民党政治改革大綱もそういう文脈の中でとらえらるゝと極めてレベルの高いものだ、今読み返してもそう思います。

そういう格調の観点から見ると、一体この法案は何をねらっているのでしょうか、何を目標そうとしているのか。私は、自民党政治改革大綱、後藤田正晴先生を初め、あの当時は、片山私案だつてそうです、格調と問題意識があつたと思う。この法案は、さつきも議論がありましたように、党利党略か何かしかない、こういうふうには感じられないのですよ。どうですか。

○片山参議院議員 堀込委員、二院制というのは世界的に大変難しいのです。日本の二院制はあゝの意味では特殊なんです。イギリスは、御承知のように貴族院ですね。ドイツの連邦参議院は、連邦の代表者が集まるあれなんです。そういう意味で、日本は、これは憲法をつくるときのいろいろな経緯もあるのだけれども、やや衆議院と参議院を似た制度にしているのですね。

衆議院の皆さんから見ると、参議院は第二院じゃないか、衆議院に権限が似過ぎている、ほとんど同じじゃないか、若干の、予算だとか条約だとか首班指名だけじゃないか、あとは全く同じじゃないか、こういう御不満があるかも知れぬけれども、参議院から言うと、同じ直接選挙で選ばれて、票だけ言うと、制度が違うから、参議院の方がずっと多いわけです。それが、一方に若干でも優越があるのはおかしいじゃないか、こういう議論があるのですよ。

私は、個人的な意見を言えば、両院は、優越だとかなんとかということじゃなくて、アメリカの上院と下院のように、機能を分担すべきだと思ひます。しかし、それは憲法を直さないで、今の時点ではなかなかできないのです。だから、憲法調査会で憲法のことには大いに議論してもらえればよい、しかし、その中で、現行の憲法の中でできることからしていかなければいかぬ、こういうのが我々の考えです。

参議院は、衆議院と違って、半数改選だけれども、六年の任期保障があります。だから、私は、長期的な日本の将来を考へるようなことは参議院が中心になつてやればよいと本当に思っている。

ところが、衆議院が政権争奪の場合なら、参議院は一歩退いて、良識の府であり、再考の府であり、調整の府であつていいと思う。そういうためには、党よりも人を選ぶ、党よりも人という要素を出していく、そういうことを国民の皆さんに選んでもらうという仕組みがどうしても必要なんです。ただ、百点はできません、百点は。だから、今の比例代表の中で、拘束よりは非拘束の方がずっといいではないか、こういうふうに思うわけです。全国区はまた別の議論がある。

そういうことで我々は考えたので、それだけの議論をしてもよろしゅうございますけれども、これは法案の審議の場でございまして、私は、そういうことでこの法案を提出したわけで、そこは見解の相違はもちろんなるかも知れませんが、単に党利党略じゃないかなんて、とんでもありません。党利党略を超えたところで我々はこの法案を出しております。

○堀込委員 ただ、この法案が突然こういうふうに出されて、しかも強行されてくる。

一つは、久世前金融再生委員長の党費立てかえ問題なんかがあつた。また、労働省所管の公益法人KSDから補助金を受けて福利厚生事業をしているKSD豊明会ですか、これも自民党の支部にたぐさんの、党費としてこの補助金が使われた疑

いすら今かかっている。こういういろいろなことがございまして。これが一つある。

それから、私は、参議院選挙で、さつきも細田議員の質問の中にもありましたけれども、どうしても自民党の長期低落傾向が続いている、何とかしたい、これしか考えられないのじゃないか。

先ほども、いみじくもこの中の議論がありました。自民党は今回の総選挙で、実は小選挙区で二千五百万票弱とりました、比例区では千七百万票弱ですから、比例の方が八百万票も少ないのです。これはいつか参議院の青木幹事長もおっしゃっています、何しろ小選挙区並みに比例票を上積みしなければいけない、これを何とかしようとした。これはもう青木さんも記者会見が何かで言っているのです。やはりこれを理由にして、何とか党勢を挽回しよう、一つの苦肉の策だろう、こういうふうに思うのです。

実は、八二年に拘束名簿になりましたけれども、八六年選挙では、自民党さんは二千二百万票もつっているのです、十二議席。八九年、千五百万票、十五議席。ところが、九二年以降は、一千万票、十四、こういうふうになんたんだん低落傾向が続いているのです。

私は、どう見てもこれは、今答弁も聞いておりましたけれども、やはり来年の参議院選挙で与党の過半数割れを何とかしなければいけない、今の土俵では選挙を勝てないからというふうには、さつきの議論で、そうじゃないという議論が行われていました、細田議員との質疑は、どうも我々が納得できる質疑になつていないのです。だから、このために土俵を変えようとしている法案なのかねというふうに、私も見ますし、多くの国民がそう見ていると思ひます。

何か説得力のある説明をしてください。

○片山参議院議員 いやいや、それは、何でもこの非拘束を採用するかという話を何度も申し上げているので、同じことをまたおまえは繰り返しているんじゃないかと言われそうですから、もう詳しく

言いませんけれども、今の国民の皆さんの考え方は、私は、価値観や物の考え方が非常に多元化しておると思いますよ。同時に、政党にとらわれない無党派層というのがふえてきて、きのうの選挙の結果もマスコミの皆さんはそういう評論をしておられますけれども、そういう傾向から見るときに、やはりそういう層の意見、利害、そういうものを代弁する仕組みが必要なんですよ。

それは、私は何度も言いますが、党というもののじゃなくて、党の中であるかもしれぬけれども、やはり人というものが、どうしても人の観点が必要かぬ。特に参議院は、衆議院に比べると党よりも人だ。そうすると、人の要素が多い、それが濃いつ選挙制度をつくるべきだ。

自民党なり与党が党利党略のために変えるんじゃないかと皆さん言われますけれども、この制度をやつて、どの党がどれだけの得るかわかりませんよ。選挙だとか相撲とかというのはやつてみなければわからぬですから。だから、こういう制度が一番いいか考えて我々は採用したわけで、結果は国民の皆さんが審判するのです。国民の皆さんは、この制度の方がずっとわかりやすい、この方がずっと人が選べる、この方がずっとおもしろい、少なくとも私が聞く限り、そういう意見の方がずっと多いのが現実であります。

○堀込委員 選挙はやつてみなければわからぬことは確かでしょう。ただ、わかりやすい制度で顔の見える選挙と言うのですけれども、そうならないのですよ、この制度は。

実際問題、私も党の選対をやっているのですが、これを仮に通されると、比例は四十八人立てなければいけません。失礼な話、たとえ何票かしかとれない候補者でもとにかく四十八人そろえて、四十八人の候補者の皆さんに票を集めてもらひしかなければいけません。午前中、自民党の鈴木筆頭選対をやつていらつしやつて、二人で話して、これはとにかく四十八人立てなければいけません、供託金が十分になるねという話をしたのはこんなのです。

これが通ると、主要な政党はどうしても四十八人立てるのです。そうすると、比例候補者というのは何人になりますかね。大体四百人近くなるんじゃないか。自治省は三百五十人とか何とか推定数値を出したとか出さないと聞いています。ですが、四百人の中から一人を選ばないと顔が見えるのですか。どこがわかりやすいのですか。有権者側から見ると、こんなのは人を選ばないのですよ。

そのことは、この間参議院の本会議で、何か村上議員の全国区を改正するときの質問を紹介していたようにすけれども、この年に村上議員は、「現行の全国区選挙は、国全体が一つの選挙区であり、八千万人を超える有権者に対して選挙運動をやらなければならぬという世界でも最も類例のない制度でありますだけに、資金の面においても、候補者の精神的、肉体的消耗度においても想像を絶するものがあります。残酷区とも言われます現行選挙制度の陰で、我々多くの立派な先輩が病に倒れるのをかいま見てきた。だから、最後にこの村上議員は、「加えて、一般有権者にとりまして、現行制度が、候補者をよく知り、その政見を十分に聞くこともできません、百人を超える候補者の中から一人を選ばなければならぬ」ということにわかりにくい選挙となつておりますことも大きな問題点であります」と。私ではないのですよ。これは村上正邦議員が質問しているのですよ。

百人の全国区でも、顔が見えない、わかりにくいのですよ。今度各政党はみんな四十八人立てますよ。そんな四百人の中から選ぶ選挙が、どこが顔が見えるのですか。どうですか。

○片山参議院議員 全国区とは違ふのですよ。全国区は、四百人か五百人か知りませんが、その中から人を選ぶのですよ。この比例代表非拘束名簿方式は、まず党を選ぶのです。まず党を選んで、党の中でだれを当選させたいかを選ぶのです。まず選ぶのは党なのです。それは四十八人か三十人か知りませんが、まず党を選ぶのです。

よ。民主党という党を選ぶのですよ。党を選んだ、その党の中であなたがいいかということを選ぶので、私は、全国区と違つてずっと顔が見えやすいと思いますよ。ずっと顔が見えやすい。

それから、村上先生の話が出ましたが、確かに参議院の本会議でもそういう話が、あれは社民党の方だったか出まして、私は村上さんに聞いたのですよ。あなた、どうだったのと言つたら、そのときは自分はそう考えた、しかし、その後のいろいろな状況や自分の経験を見て、自分の認識が間違つておつた、だから今回は非拘束の方がいいのだ、こういうふうに彼は私には言われましたので、念のために申し添えます。

○堀込委員 今の答弁は修正をしていただきたい点があります。まず党を選ぶのだ、こう言つていましたが、この法案では、投票用紙に候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならないものとする。ただし、名簿登載者の氏名を自書することにかえて政党名を書いていい、こう書いてあるのですよ。今、答弁、訂正してください。おかしいですよ、それは。取り消してください。

○片山参議院議員 いやいや、全然おかしくないのですよ。

今の選挙のやり方には、多数代表制と比例代表制とあるのです。多数代表制というのは、候補者個人の票の多寡をもつて当選を決めるのです。比例代表制というのは、各党が候補者の名簿を出して、それで争うのが比例代表制なんです。その比例代表制の中に二通りありまして、順番を党が決める拘束名簿式と、順番は決めないでみんな平等で、あとは投票の多寡で党の中の当選順位を決める非拘束名簿方式があるのです。

今の堀込委員の御発言は、比例代表に対する理解が若干おかしいのではないかと。法律の書き方はいろいろあるのです。これはあくまでも比例代表非拘束なのです。何度も言っているじゃないですか。

○堀込委員 制度の問題じゃなくて、これは後で

も触れますけれども、この方式の一番の問題点はここなんです。まず名簿登載者の個人の名前を書きなさい。投票用紙には政党と結びつくものは何もないのです。それで、それにかえて政党名を書いていい、こう書いてあるのです。だから、さつきの片山先生の答弁は違ふのです。政党名をまず選ぶのです、それから個人を選ぶのですと言つたけれども、この法案は違ふのです。明らかに、個人を書きなさい、それにかえて政党名も書いてもいい、こうしか書いてないのです。だから、投票所に行つて、投票用紙があるでしょう、政党と個人名を結びつけるものは何もないのです。どうなんですか。

○月原参議院議員 お答えいたします。投票所へ行くと、政党のところにそれぞれの個人名を書いてあるわけがあります。ばらばらではないのです。その点がかつての全国区と全然違ふ。以上です。

○魚住(裕)参議院議員 個人名投票を法文の上では原則としていところでございまして、ただ、非拘束名簿式の比例代表制であるということ、そして、かつ、あらかじめ候補者間の順位を定めていないわけがあります。ある政党内でこの候補者を上位にしよう、こういう投票になるわけがございまして、これが原則なのですね。

したがって、非拘束式で個人名投票を認めるといっても、あくまでも名簿式の比例代表選挙でございまして、第一義的には名簿届け出政党等を選挙する政党本位の選挙であるというふうに考える次第でございます。

○堀込委員 ところが、そうならないのですよ。やはり個人選挙になるのです。投票所に行つたら、確かに名簿は、公民館か何かが投票所だったら、そこへ張れと書いてあるのです。これは四百人ぐらいの名簿をこうやつて書くのです。それで、違ふの。投票用紙に書いてあるのです。○月原参議院議員 掲示されているところに、例

えび民主党、そこへ、もし四十八人立てられるのなら四十八人の名前が出ていて、自由民主党四十八人出ている、こういう意味であります。

○堀込委員 だから、肝心の投票用紙に政党とそれを結びつけるものは何もないわけです。これは後でもちよつと触れますが、つまり、この制度は果たして憲法四十三条一項に規定されている、両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを構成する、これとの関連はどうだろうか。果たしてこれで選出される比例代表選出議員は選挙された議員と言えるのだろうかということを指摘せざるを得ないのです。

今まで、比例代表選挙の選出議員は、法制局を含め政府側の答弁は、有権者は政党の名簿を見て投票するのであり、名簿登載者集団に対して投票していることになる、その名簿には当選者となるべき順位が付されているから、結局その投票によって特定の個人が選ばれることになり、当選人は選挙された議員と言える、こういう説明をしてきているんですよ。

今度の案では、候補者の個人票が政党にカウントされる。得票数の少なかつた候補者は、得票数の多かつた候補者からいわゆる横流しを受けるわけですね。名簿の順位は付されていない。だから、有権者側から見ると、投票の段階では、自分の一票がどの順位で特定の個人の当選に寄与するかというのはもととわかつていない制度なんですね。

横流しを受けて当選した者は、有権者の意思によって選ばれたことにならないのじゃないか。やはりこれは、そういう意味では、選挙された議員と言えないのではないか。だから、ヨーロッパで非拘束を採用している多くの国々は、そういう問題があるから、名簿登載者には順位を付しているのです。

例えばオランダの仕組みは、当選基数を上回った候補者の余剰票は、当選基数に達していない候補者が名簿の順に移譲を受けるような仕組みになっています。オランダでは、そういう意味で

は、投票の段階で有権者が熟知している、どういう順番で横流しを受けるかと。ベルギーなんかはもつと徹底してまして、当選基数に達しなかつた候補者へは名簿の順位に従って票が移譲されるようになっていますけれども、実は移譲されるのは政党への投票数だけなんですね。他の候補者の得票数の移譲は認められていない。この方式であれば、私は、当選者が選挙された議員だと今までと同じ論理で説明できると思うんですよ。

どうも今度のこの仕組みは、一体選挙された議員と言えるのかねという憲法上の問題をあらんだ仕組みだ、こういうふうには指摘せざるを得ませんが、いかがですか。

○片山参議院議員 何度も申し上げておりますが、今回我々が提案している制度は比例代表制なんです。比例代表制というのは、何度もこれまた言いますけれども、政党が出した名簿に候補者を載せて、それを選んでいたく制度でありまして、したがって、衆議院の場合でも、これはブロック比例ですけれども、供託金没収しか票がとれない人も、比例の順番で当選することがあつたわけですね。比例代表というものはそこなんです。

比例代表制が違憲だと言うなら話は別ですけども、これは世界じゅうも認めているし、我が国でも合憲なわけです。ただ、比例代表制の中に、何度も言いますけれども、二つ名簿の方式があつて、順番をつける名簿と順番をつけない名簿で、順番をつけない名簿は、国民の皆さんがその党を選んだ上でその名前を書いたわけですから、得票の多い順に当選します。ただ、法律の書き方は、これは順番をつけていただくというところにあれがありまして、個人名を書きなさい、党名でも結構です、こういう書き方をしているわけでありまして、考え方を整理すると、比例代表なんだから、まず党を選ぶことは間違いないんです。党を選んだ中で、その党の中で自分が一番当選させたい人の名前を書いてくれ、ここの理解がないと。横流しなんということはおよそありませんよ。

そういうことは、比例代表制を理解していない人が言うことであります。

〔委員長退席、細田委員長代理着席〕

○堀込委員 今審議しているんですから、選挙された議員と言えるかという質問をしているんですよ。

拘束式はこういう方式だとか、非拘束はこういう方式だという話じゃないでしょう。質問に答えてくださいよ。選挙された議員になるのか、この仕組みで選ばれた議員はという質問をしているんですよ。方式の、世界の類例の話をしているんじゃないですよ。法案のこの方式は日本国憲法と関連するんじゃないんですかと言っているのです。

○片山参議院議員 何度も言いますけれども、比例代表制ということですから、これは合意であるし、四十三条に何ら違反しない。

○細田委員長代理 指名をされてから答弁してください。

保坂三蔵君。

○保坂参議院議員 堀込委員、四十三条の一項でございまして、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」こう当然なっておりますが、疑念が御発言の中でございましたけれども、私もいたしましては、これは、先ほどから片山参議院議員が答弁申し上げているとおり、比例代表制と多数代表制の混同がお話の中に見受けられるわけでございます。

有権者といいたしましては、まず、名簿登載者の中で最上位にこの人をしたというところで投票するわけでございます。そして、有権者が投票した後の段階では、ほかの意思が入り込む余地が全くないのでございまして。投票において表明された有権者の意思のみに基づいて当選人が決定される、こういうことになっておりますので、決して憲法違反にはなり得ない、こう思っております。

○堀込委員 後でもう一度法制局に質問させてもらいます。もう一つ、この仕組みの問題点。片山議員、世

界の、いわゆる選挙学界の、拘束だ、非拘束だという方式はいいのです。この方式の問題点、この法案の問題点は、もう一つは、個人投票を政党投票にすりかえちゃっているということなんですよ。これは明らかに有権者をごまかしている。

いいですか。さつき申し上げましたように、非拘束を採用している国のほとんどは、投票用紙に政党名と各政党ごとに順位をつけた候補者名簿があるのです。政党と候補者の結びつきがそこです。そういう国では、有権者はまず選択した政党名に丸をする。今答弁で言ったとおりですよ。投票用紙がそうになっているのです。政党名に丸をつける。政党が付した順位でそのままいいときは、そのまま投票する。優先したい候補者がいるときは、その候補者名に丸印をつけて投票する。これがほぼ一般的な、ヨーロッパの非拘束方式の国のやり方ですよ。

今言つたような問題があるから、各国は知恵を出してそういう仕組みにしていると私は思うのです。これだと、自分がどの党に票を入れようかとしている、はつきり有権者の自覚があるので、すね。

この方式はないと思うのですよ。まず原則として名簿に記載されている候補者名を記載しなさいと法律に書いてある。自書しなさい、場合によって候補者名にかえて政党名を自書してもいいと。肝心の投票用紙には、政党と候補者名を結びつけるものは何にもない。多くの有権者が、自分の投じた票がいつの間にか政党の票にカウントされちゃう。自分も知らないほかの候補者の当選の寄与に役立ってしまう。なかなか自覚できないのですよ、有権者側から見て。これは、皆さん提案者の方はそんなことはないよとおっしゃるかもしれないが、有権者から見たら少なくともそう。やはりこれは、投票した有権者の個人の意思、これを強制的に実は政党投票にすりかえる、こういう仕組みになっているのですよ。やはり有権者をごまかしていることになる、この仕組みは。

私は、少なくともそこはヨーロッパ方式でやってくればまだいいと思うのですが、この法案の最大の欠陥はそこだと思いますが、どうですか。

○月原参議院議員 先ほどのお話で、ヨーロッパの方ではというお話がありましたね、ヨーロッパの方では記号式なんです、主として。そうすると、今堀込委員から御指摘がありましたように、各政党が目いっぱい出したら物すごい数になるわけですよ。そういうような表をつくるということ、非常に大き過ぎる。これは難解になってくる。

そしてまた、過去の例からも言われるように、最高裁の裁判官の審査なんかを見てもおわかりのように、順番をどうするんだ、その紙の書き方。大体、前の方が非常にいろいろ判断が集中する、こういうようなこともあるわけですね。そして、我が国は幸いなことに、大変識字率も高いということ、教育水準が高いゆえに、自書で今までちゃんと進んできたわけです。だから、これの方が簡単なんです。そして、投票所へ行ったら、民主党、堀込、こう書いておる。ずっと委員の名前を書いておる。堀込さんは非常に有名な方だし、私は民主党に入れたいと思つたから、これはここだ、こういうふうになるわけでありまして、百人、二百人が並んでおるわけでもないですよ。

そういう意味で、そして基本的には何かといえば、先ほども申し上げたように、現在の民主主義の国家においては、比例代表制ということが議席の割り当てについても大變的確に反映することができるといふことで認められているわけでありまして、それが憲法問題ということには関係ないわけでありまして。

○堀込委員 後で法制局にもあれします。

ただ、問題は、この制度の欠陥はたくさんあるのですけれども、要するに、さつき申し上げましたように、四百人からの候補者が出るだろう、顔が見えないだろう、金がかかるだろう。さらに、四十八人、これは大変ですよ。仲間より一票でも余計にとらなきゃいけないのですよ。物すごい

い同士打ちの選挙になるんですよ、これは。政党選挙なんてならない。政策選挙にもならない。そういう仕掛けなんです、この制度は。もうとんでもない制度だと私は思っておるんです。そんな言うほどいい制度にならない。

それから、今申し上げましたその中でも、個人投票を政党投票にすりかえるこのトリックですね、擬制、この仕組みはやはり何とか改めた方がいいんじゃないか、私はこういうふうに思っています。

例えば、この仕組みでいいますと、ある候補者が三十万も四十万もとって落選する、ある政党の候補者は五万票でも当選するケースはもちろん出ますね。たくさん出ます。非常に有権者にとつてわかりにくい制度になる。だから、衆議院でもこの間、今委員長席にいらつしやいます細田先生とも話して、法定得票以下、それじゃあんまりだから、供託金没収以下は重複の当選は無効にしようという仕組みを衆議院ではつくつたばかりなんです。有権者から見た場合、やはりこういう批判が出ることは、この制度は明らかなんです。

五万票ならまだいいんですよ。ゼロ票で当選する可能性がある仕組みなんです。例えば、前回二%以上か五人以上の議員を持っている政党要件のある政党が、A、B、Cと三人候補者を出したとしましょう。A候補がタレントか何か人気者で、百万票とつた、B、C候補はゼロだった、政党投票もゼロだった、B、Cも当選した。得票はゼロで当選する仕組みなんですよ、制度的には。ゼロでなくてもいいんですけれども。

つまり、これでも、今私の言ったケースで、自分の得票はゼロ、政党投票がゼロでも憲法で言う選挙された議員と言えますか。

○坂本参議院議員 堀込委員に申し上げますけれども、この制度は御案内のとおり、政党の中の順位を決めるわけございまして、わかりやすく申し上げますと、オールスターの選手を決めるときに、パシフィックリーグとセントラルリーグの選手では、同じ一塁手が決まりました、票の順は

違います。場合によってはゼロでも、一名出さなければと選手を出してくるわけがあるわけございまして、こういうたぐいの議論は非常にわかりやすいと思うのでございまして、現実として、理論上のゼロというのはあり得まして、ゼロで当選することはあり得ない、こう考えております。

それから、先ほどお話がありました、これがヨーロッパ方式というお話でございますけれども、フィンランドやデンマークでは、個人票とそれから政党票の合一した算出に基づく投票方式が現に行われているわけでございますから、ヨーロッパ方式が違うというわけではないと思っております。

○堀込委員 現実にはない、しかし仕組みの上ではあり得る仕組みなんです、これは法律上。その得票がゼロで当選した議員は選挙された議員と言えますか。それを質問しているのです。

○片山参議院議員 何度も同じことを押し問答風にやるのもいかがだと思いますけれども、比例代表というのはいくらでも制度なんですよ。衆議院のブロック比例は直しましたけれども、その前は、場合によってはゼロでも当選したわけでありまして。比例代表制というのは、そういうある一種の問題点があるということとは事実ですけれども、あなたが言われるようなことは、私は現実にはないと思います。

それから、我が国の国民は、やはり何党のだけれ、民主党の堀込、こういうことで入れるんですよ。自由民主党の片山ということで入れるんですよ。堀込個人を入れるかもしれないけれども、それは必ず民主党というのを考えに入れて入れてるんですよ、その御心配は、私は我が国の場合には御無用だと思えます。

○堀込委員 現実にはないと言いますが、ゼロはともかく、かなり少ない得票で当選をして、違憲訴訟が起きる可能性は非常に含んだ制度なんですよ。つまりそれは、肝心の投票用紙が個人名で書くのが原則になっているからです。これがヨーロッパ方式のようになっていけば、私はまた違つ

た見解が出るだろうと思います。

そこで、今答弁を聞いていまして、現実にはそんなことはないだろう、民主党の堀込と書くんですよというように答弁で言つたけれども、私は、これは大事なこの法律の、やはり法律論としてはこの委員会でもただしておかなければならない問題だということに思っています。

この個人名投票を強制的に政党名投票にすりかえる方式について、私自身あちらこちら学者の方々に電話をして聞いてみたんですが、この擬制の仕組みはやはり憲法上問題があると言ふ先生方が多いんですよ。これは、参議院法制局はこれから聞きますけれども、私はそういう意味では、ぜひこの審議中に内閣法制局の見解もただしておきたいと思つています。質問書もきょう出させていたいただきたい、こういうふうにしておるんですよ。

そこで、参議院法制局、きょうお見えたと思いますが、今まで、過去の議論で、拘束名簿の比例代表選挙については、名簿に投票するのであるが、名簿には個人の候補者の氏名が載っている、さらに、当選人となるべき順位もつけて載っているから、結局において有権者がその議員を選んだことになる、こういうふうにかつての浅野参院法制局長ですか、何回か答弁していますね、記録を見ますと。

これはさつきから私があれしているんですが、今度の改正案では、政党名簿は確かにあるけれども、順位は付されていない、しかも、有権者は原則として候補者個人を選ぶことになっている、それが政党の票にカウントされるという仕組みになっている。擬制であり、横流しだと私は思うんですよけれども、これは有権者の意思によつたものでないんで、選挙された議員と言えますか。同じ法制局の見解を求めておきます。

〔細田委員長代理退席、委員長着席〕
○桐山参議院法制局参事 お答えいたします。昭和五十六年の浅野参議院法制局長の答弁は、拘束名簿式比例代表制のもとでは、旧全国区とは

異なりまして、候補者の氏名を書かないことになり
ます。これが、当選人が選挙された議員と言え
るか否かという御質問に対する答弁でございま
した。そこで、この選挙では、名簿に投票するも
のであるが、名簿には個人の候補者の氏名が載っ
ており、さらに当選人となるべき順位をつけて載
っているわけであるから、結局、候補者はその議
員を選んだということになり、ここで選ばれた議
員は選挙された議員ではないと言わなければならない
という趣旨の答弁をしておるところでございま
す。

すなわち、拘束名簿式比例代表制度は、候補者
の個人名を記載しなくても憲法第四十三条第一項
に違反するとは言えないという答弁でございま
して、拘束名簿式でなければだめだ、違憲だとい
うに述べているわけではございません。

今回の非拘束名簿式比例代表制におきまして
は、当選人となるべき順位につきまして、政党で
はなく候補者の氏名を記載した投票によってこれ
を決めようとするものでございますので、この制
度については特に問題はないと思われま

したがって、拘束、非拘束、いずれの制度によ
りまして、憲法違反という問題は生じない、か
ように考えております。

○堀込委員 非拘束方式だから何でもいい、つま
りそれは立法権の、ここで決めた仕組みについて
裁量の範囲内だという答弁です、早く言え
ば。

私、さっき申し上げましたが、いろいろ先生方
にも聞いてみたんです。このトリックの仕組み、
擬制の仕組み、横流しの仕組みといいますが、こ
れはやはり、かなり憲法上の問題は議論されな
きゃいけない、こう思います。

委員長にお願いをしておきますが、私も、さ
っき申し上げましたように、内閣法制局の見解も
ぜひ聞きたいと思っておりますし、できれば、こ
この法案の憲法上の接点で一番大事なところだ
と思っておりますので、ぜひ来るべき日に参考人招致を
して、この問題はただしていただきたい、こ

いうことをよく要望しておきます。
○自見委員長 後理事会で協議をさせていただきます。

○堀込委員 それではもう一つ。

さっきのA、B、C三人の候補の場合でもい
んですが、例えば、A候補が百万票とて、B、
Cも千票か二千票で当選しちゃった、このケース
でもいいんですが、仮にA候補が当選無効にな
った、あるいは連座で当選無効になった、こうい
う場合、これはもうどうということになるのか。

つまりこれは、当選人がその選挙に関し買収な
ど一定の選挙犯罪を犯し刑に処せられたときは当
選無効になる、あるいは総括主宰者とか、今度の
法案でも、組織的選挙運動管理者が違反した場
合は、悪質な買収などをした、選挙犯罪を犯した
ときは連座により当選無効になる、こうなってい
ます。つまり、その候補者が悪質な選挙運動に
よって、不法な手段によって当選したから、ある
いはそのことが認められたから当選無効になる。
つまり、当選人の獲得した票が不法な手段で得
られている、だから当選無効になる。

魚住先生が参議院で答弁しているのを、先ほ
ど答弁されました。つまり、当選無効や連座制
というのは、当選人の当選を無効とする制度であ
って、その票まで無効とする制度ではない、こう
いう答弁をされています。

論理的に私はそうかもしれないと思うんです。
だけれども、この横流しの仕組み、一番得票した
人が仮に選挙犯罪でひっかかった、当選無効に
なった、連座でひっかかって当選無効になった、
これは国民の納得を得られるだろうか。つまり、
その票というのは大量、悪質な選挙違反で得た票
だ。政党には何の制裁もないから、その大量、悪
質な選挙違反で得た票によって、さっき私の言っ
た、A候補の票でB、C候補も当選をして議員活
動をやっている。これは当選無効にならない、A
候補が当選無効になっても、こういう仕組みなん
です。つまり、これは、投票を無理やりと読みかえ
る

仕組み、私に言わせればすりかえる仕組みなん
ですけども、ここに問題があるのではない。そ
ういう意味では、私は、どうしてもこの擬制、個
人投票を政党投票に読みかえる仕組みというの
は、この選挙犯罪なり連座制のことから見ても、
国民の納得を得るのはなかなか難しい、やはり、
そこも一工夫この法案は要るんじゃないか、こ
ういふに思います。どうでしょうか。

○魚住(裕)参議院議員 お答え申し上げます。
先ほど来から、先生からは横流しとかいうよう
な表現になっておりますが、政党による票の合算
というふうにも私も理解をしているところでござ
いまして、政党名投票をして個人名投票、合わせ
た形で政党への投票というふうに考えるところで
ございます。

今御質問の連座制は、今先生から御紹介いた
されましたように、選挙犯罪が犯された場合にペ
ナルティーとして当選人の当選を失わせて、また立
候補を禁止させる制度でございまして、そのほか
に得票を無効とする、そういうような制度では
ございません。

また、今回の個人名投票も、第一義的には参議
院の名簿届け出政党等への投票であるというふう
に理解するところでございまして、この連座制の
効果を名簿届け出政党等の得票数まで及ぼすとい
はしますと、かえって投票者の意思に反すること
になるというふうな思料するところでございま
す。

○堀込委員 終わります。

○自見委員長 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 私は、本院に議席を得ましてか
ら、選挙の問題というのは代議制民主主義におけ
る非常に重要な課題だということで、ずっとか
わってまいりました。衆議院、参議院の定数は正
の問題とか、全国区を拘束名簿に変える問題だ
とか、選挙の公営化の問題、あるいは現行の小選
区比例代表並立制の問題、時には内閣においた
り、あるいは議員あるいは政党の幹部という立場
でこれらの問題にかかわってきたわけではござい

す。それをずっと振り返って考え、また、この質
問をするに当たっても随分議事録等を読んでまい
りました。でも、どうも日本の政治というのは退化を
しているんじゃないだろうか、あるいは新聞によ
りますれば、参議院の死に至る道だという書き方
をしている方もいらっしゃいます。

そういう観点から、堀込さんとも随分長いこと
選挙制度、選挙のあり方について一緒にやってま
いりましたので、堀込さんが質問なさった部分は
省かせていただいて、国民的に大きな疑問を持っ
ている問題についてただしてみたいと思います。

それで、よくよく委員会室を見ますと、全
国区というのがどんなに大変なことであつたか
というの、具体的に認識していらっしゃる方がだ
んだん少なくなりました。後で聞きますけれど
も、運動論的には、これはやはり全国区に戻るも
のに等しいと言わざるを得ないであります。

そのことについて、私、後でお伺いしますけれ
ども、まず、昭和四十九年、田中内閣のときに大
変な批判が起こったわけでありました。金権選挙、
企業ぐるみ選挙、役所ぐるみ選挙ということ
で、大変な批判が起きたわけでありました。なるがゆ
えに、この全国区というの、片山提案者からもお
話ございましたように、前々からいろいろ議論は
あつたわけですが、余りにも昭和四十九
年の参議院選挙というの、ひど過ぎるというこ
とで、選挙管理委員長も企業ぐるみ選挙に警告を
出したというふうなこともあつたような選挙で
ございます。

そのことをはつきり想起しないと、議員の方
でも大変若い方がいらつしやるし、有権者もど
んふえていられるわけでありまして、そのことを、
私は、今度のこの皆さんの言う非拘束名簿式に
変えるというのは、運動論、実態の選挙運動とし
てはかつての全国区に戻るに等しいというふう
に思っているわけでありました。

四十九年のあの参議院選のときには十当七落と
言われたんですね。つまり、十億出さなきゃ当選
しませんよ、七億では落選ですよというふうなこ

とが既に言われていたわけであり。あるいは、いろいろな計算をしてみても、どうやっても物的な、つまり、ポスターをつくらたり遊説費用なり、あるいは事務所にかかる費用とか、こういったものをいろいろとはじいてみますと、最低限物的に必要なものだけでも約六億かかるという計算も当時でありました。ただし、そのときにはがきが四十円、今五十円ですから、さらにいろいろな意味でかかってくるわけであり。

皆さん方が提案されているこの法案というのは、個人名を書くのが事実上主であり、法律の書き方は別にいたしまして。事実上個人名の多い順に当選するというになれば、当然これは個人名をたくさん書くように運動するわけであり、運動の面で違ってくるのだらうか。まず、このことをただしていかなきゃなりません。

恐らく皆さん方は、はがきの枚数が減ったとか選挙カーが減ったとか、あるいは、選挙ビラの枚数が減ったとかポスターの枚数が減ったとか言われるかと思いますが、それだけではないわけですね、選挙の実態は、それを施行するためにその他の、後援会維持のために膨大なお金がかかってくるわけでありまして、運動面から見て、今度のこの非拘束名簿というのは個人本位的になってくるわけでありまして、一体どう違ってくるのか、どうやってこの金権批判というものを皆さん方はのいではないかというのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○須藤(長)参議院議員 おっしゃるように、いわゆる党選挙と個人名の両方でいくわけですから、個人名の選挙活動は当然行われるわけであり。

おっしゃいますように、個人の運動に関する費用も相当かかるわけであり。けれども、これは再三申し上げておりますが、全国区るときには当時の金で三千八百万、これはいわゆる法定の選挙運動経費であります。それを今の金額に換算しますと約八千万円ということで、今回認めようとし

ておりますのは、一人約五千万の法定選挙費用にしよう、こういうことを考えておるわけですね。ちなみに申しますと、今の参議院の地方、いわゆる選挙区選挙でありますけれども、この法定選挙経費が、一番多い北海道が七千二百万、それから、東京がたしか五十二万、あと、普通の県といつか中等の県は大体三千万から四千万、これがいわゆる選挙区選挙に認められている法定選挙運動経費でございます。

そういう意味で、全国を選挙範囲にするこの制度では五千万程度の金はやむを得ないのではないかと、こういうふうにも思っておるわけであり。

○佐藤(観)委員 法定選挙費用のことなんか聞いていませんよ。そんな話でこの審議をするのなら、もうやめた方がいいや、審議は。法定選挙費用の問題なんかじゃないですよ。選挙に出るまでに、パンフレットを刷ったりポスターを刷ったり、いろいろなことをやらなきゃいかぬのですよ、全国を相手に。その金が膨大にかかるじゃないですか。それで全国区をやめた方がいいわけですね。法定選挙費用なんか、そんなもの見ればわかるわね。

○片山参議院議員 佐藤委員の御指摘もよくわかります。全国区を経験されたのかどうか知りませんけれども。

そこで、今回は全国区じゃないのですよ。何度とも言いますけれども、比例代表の非拘束ですから、やはり党に相当部分のいろいろな選挙運動の役割を担わなきゃいけません。例えば、今の拘束でもやっていますけれども、政見放送とか新聞広告とか選挙公報とかは党がやる、あるいは、党が登録団体になって車を走らせたりということもやる。選挙事務所も全国区るときは十五カ所なのですよ。今度は一カ所なのです。それから、あとのポスターとかビラとか、そういうものも、はがき以外は全部七割にしよう。

そこで今、佐藤委員、お金をかけてめちゃくちゃな選挙運動をやった国民の共感が得られると思いますか。私は、そういう意味では、全国区時

代とは大きく国民の雰囲気が変わったと思いますよ。これからは、党と個人と公営、この三つが選挙運動を分け合ってリーズナブルな選挙運動をやっていくことに恐らくなると私は思います。

○佐藤(観)委員 今片山委員の言われましたように、党が、政見放送とか新聞広告とか、その辺をやっていくことは私も存じております。

しかし、現実には、九千九百五十万、今は恐らく一億を超えているんじゃないでしょうか、その有権者を対象にして、恐らく、各政党によって、七十万ちょっととればこの比例代表で一名当選しますね。そうすると、計算してみますと、経験者から言くと、約三百万人の有権者名簿、支持者名簿を持たなきゃいかぬ。三百万人向けに、自分の政策を書いたものやら個人の経歴を書いたものやら、そういったものをどんどんつくっていく、それを配る。こういうことのために、ただそれだけでですよ、ただそれだけのために膨大なお金がかかる。

確かに、選挙事務所は十五カ所が一カ所になったでしょう。では、一カ所、東京だけでできるかというと、現実にはできませんよ。そうすると、何らかの格好で、各党の支部もあるわけですから、党の支部ということでも置くことになるでしょう。確かに公選法では、私も読んでいて、わけですから、十五カ所が一カ所になるということとは知っておりますけれども、それでは実際に回っていかないということが現実じゃないでしょうか。

それは、片山議員の言われますように、党がそれなりに一定の部分をやりますけれども、しかし、とにかく基本的に個人の票が多い方が当選するので、党は党のことでやってもらって、現実には個人個人の選挙ということをほとんどお金を集めてやっていかなければならぬ、先ほど堀込委員が言った重要な課題の問題はちよつと後で触れますけれども、個人の票がとにかく多くなければいかぬわけですから、そんなきれいで現実にはできませんか。

先ほどあつた法定選挙費用というのは、選挙中だけの話はどうでしょう。しかし、それに至るまでに膨大なお金がかかる、このことをどうやって避けることができるのかということを開きたいわけですね。

○片山参議院議員 佐藤委員言われるように、個人競争という面はどうしてもありますよ。だから、それが過熱するということも私は十分考えられると思います。思いますけれども、やはり今の拘束でも、それぞれの候補を応援する団体や組合やいろいろなものはそれなりの工夫をやっていくのですよ。

民主党さんではどういうふうな順位をお決めになるかわからぬけれども、我々の方は、例えば自民党は、新規の党員を二万人とか、後援会を百万人とか、そういうことで、今まで拘束でもそれなりにやってきているわけで、私は、それはそれでやってもらうのは仕方ないと思いますよ。ただ、国民から見ると、批判を受けるような、限度を超えた個人競争はやるように、各党が良識を持っていろいろなことをお考えいただかなければいけませんし、工夫もしていただかなきゃいかぬ。

ただ、私の方は、何度か言うように、やはり名前を書くということに大変意味があるので、ここは、名前を書く競争をしていただくのは、何度か言いますけれども、リーズナブルな範囲ではそれはやむを得ない、それが意味では参議院の選挙の活性化にもつながる、国民の理解も深まる、こういうふうにも思っています。

○佐藤(観)委員 有権者数は約一億人、それにどうやって片山虎之助という名前を最低六十万から七十万書いてもらうか。それには、お互いに選挙をやっている、やはり三百万人ぐらいは対象に物を考えなかつたら片山虎之助という名前は、あなただけ選挙区選挙であることは知っていますけれども、昔から知っているから言うのでありますけれども、三百万人ぐらいのことをやって初めて七十万、八十万の片山虎之助票が出てくるかというの

が現実じゃないでしょうか。たくさん候補者があつたら、正直言つて、ええと、さつき聞いたけれども、だれだつたつけないというぐらゐの認識です。それを徹底するためには、確かに、片山議員言われますように、お互いに自制すること。はあ、きれいなことでございます、まことにそうあつてもいいと思いますが、個人名を書く競争になれば、そんなもの、一票で落選するようないふことがあつてはならぬということで、どんどんとやるに決まつてゐるのですよ、決まつてゐるのです。

選挙運動としては、全国区と同じように個人の競争、個人の競争ということがどんどん入つていけば、個人の競争というのは、それは大変なお金を要する。何も私は買収、供応を言つてゐるのじゃないですよ。本当に物理的な印刷物、あるいは遊説に行くためのお金、あるいはポスター等々を言つたら、これは膨大なお金がかかるというのは、参議院の全国区の実態からいってしかりであります。それは、自制するといふきれいな言葉で済めば、日本の政治あるいは日本の選挙はこんなふうなことになる。私がさつき言つたように、四十九年の大変な金権あるいは企業ぐるみ選挙といふものにならなかつた、役所ぐるみの選挙といふことにならなかつたことである。それから、どうも私は、選挙の実態としてはまた全国区の再来かといふに言わざるを得ないのであります。

なおかつ反論があれば、リーズナブルな反論があつたら言つて下さい。

○片山参議院議員 水かけ論になるかもしれないが、我々は、今の拘束を非拘束に直すについて、全国区の復活、再来は断じてこれは慎みない、こういうことで今の仕組みをつくつておりまして、主として佐藤委員の言われるのは運用の問題、やり方の問題ですね。それは私は、これから各党が考え、各候補者、予定者が考えることだと思ひますし、この法律の精神を、全国区のデメリットの復活ではないということを認識してもら

う必要がある、こういうふうにしてあります。

○佐藤(観)委員 片山提案者のお言葉としてはわかりませんが、それを制度的に何らかの格好で保障する道というのは、先ほど言いましたように、ある程度、政見放送なり公報なり、そういった部分は党でやつてくれるけれども、ポスターも十萬枚を七萬枚にするとか、選挙ビラ三十五萬枚を二十五萬枚にするとか、そういったことはあるけれども、しよせん、これは正直言つて知れてゐます。私は、個人選挙を入れていく限り、必ずこれは同じような形態になつていく国民の批判を浴びる、このことを申し添えておきます。

もう一つは、残酷区、そして銭酷区ということ。を言われてきたわけでありまして、確かに我々の先輩が亡くなられました。皆さんのところの村上孝太郎さんとか、あるいは当時の民社党の向井長年さんは開票日でしたか、結論的には当選なさつたのでありますが亡くなるとか、私のところの人も亡くなるといふように、肉体的にこれは大変な、これからはこれが通つても、日にちがまだ幾らか短いから肉体的に楽かと思ひますが、普通は二年ぐらい前からやるわけですね。全国を歩くわけですね。こんな制度は、後からお伺ひしますが、まことに世界には類を見ない制度であります。

私は運動論から言つてゐるのでありますけれども、もう一つ問題点として、昭和五十七年に参議院の全国区を拘束名簿に変えたもう一つの要因は、参議院といふのは芸能院じゃないか、タレント院じゃないかといふことを、大きな声では言われないけれども、国民の中にはこうやゆして参議院が言われていた。私は、芸能界にいた人が出ることは、何も職業上の差別をするつもりはありませんけれども、国民の方から見ると、結局そういう全国的に名前を知られた人の方が通りやすい。

後から堀込さんが触れた票の横流しの問題も伺ひしますけれども、そういう意味では、また再びこの制度によつて、この非拘束名簿によりまして、参議院が、片山議員が言われましたようにい

ろいろ高い理想はあるけれども、なかなかそうはならず、寄席へ行くより参議院に行つた方がよいといふ、こういうまことに日本の政治にとつて悲劇的なことが国民の間で言われるといふことになつていくのじゃないだろうかと言わざるを得ないのであります。

この前、朝日新聞の「かたえくぼ」に出ておりました、ぶつと笑いながらかなり深刻になつたのでありますけれども、新党結成、吉本興業と。もちろんこれは「かたえくぼ」という冗談を言う欄でありますから、それはそれなものであります。やはり非拘束名簿、個人名を中心にしてやるということになりますと、そういう傾向に再び戻つていくのじゃないだろうか。いや、それでもいいのだと言われれば、それはそれまでであります。お互いにそういう言われてきたことを考へてみますと、この個人名を書く制度といふのは、そういう方向にまた行くのではないか。それは、片山議員が言われた二院制におきます参議院のあり方としていかがなるものだろうかと思ひますのでございまして、いかがでございませうか。

○片山参議院議員 今いろいろお話がございましたが、私は、その有名な、人気の高い人もいろいろあると思ふのです。例えば、専門的な領域その他で大変な実力のある人、そういう人は大いに参議院に来てもらいたい。参議院といふのは良識の府ですから、そういう実力のある有名な人は大歓迎であります。

ただ、実力がなくて名前だけの、人気だけの、具体的にだれかと言われると私も困りますけれども、そういう人が来てもらうのは、やはり言われるようなおそれがある。しかし、それはもう長い間の経験から、私は国民の皆さんも大変そこはきつちりとした選択をされるのではなからうか、こういうふうには思ひます。

例えば、今吉本新党の話がありましたが、西川きよしさんという方、今参議院議員でおられますけれども、あの人は高齢者福祉では第一人者ですよ。私は、大変彼はよくやつてゐると思ふ。そう

いう人は大いに歓迎でございますから、一概に人気タレントがおかしいといふことに私はならぬと思ひけれども、人気タレントだけ候補にして票をとつて当選者をふやそうといふような党は、私はそのうち淘汰されると思ひますよ。

私は、国民の皆さんは大変賢明だ、また政党も、長い間のいろいろな経験から、そういうことはちゃんと自制するような考え方にだんだんなつてゐる、こういうふうには思ひます。

○佐藤(観)委員 そうあつてほしいと私も思つております。

次に、私は、この選挙をやれば、選挙運動面からいって全国区の再来だといふふうに思ふのでありますけれども、昭和五十七年、審議の中で、自民党の先輩でございました金丸三郎先生が参議院の公選法の委員会、わざわざこのことを出さなくともいいのですが、金丸先生の御発言というのは非常にまとまつてゐるものだから、引用させていただきます。

私も、わが国の現在の全国区の制度のやうな外国に類例のない選挙制度はないと思つております。憲法が制定された当時はまだでございまして、現在では有権者が八千二百萬を越しております。そして五十名の議員を選びます。候補者は百名内外にもなるわけでございます。選挙区は北海道から沖縄にまで及んでおります。候補者と有権者の間のつながりといふものは、話を聞いたこともなければ顔を見たこともないといふのがほとんど――九十九％と申しますと申し過ぎかも知れませんが、大部分であります。これが参議院の地方区であれば、ある程度人柄がわかります。知事選挙しかり、五大都市の市長選挙しかり、都道府県や市町村長、市町村の議員もしかり、これは全部有権者と候補者の間のある意味のつながりがございすけれども、わが国の現行の全国区の制度は有権者のサイドから見ましても候補者との間にはほとんどつながりがないわけでありまして。私は、世界じゅうにこんな珍しい選挙制度はないの

で、したがって選挙区の大きさでございすとか有権者が候補者を選ぶ難易とかというようなことを考え、そして政党の働きを考えまして、国民と選挙される参議院議員との間に政党が介在をしていい候補者を選ぶようにして、そしてその名簿を見て有権者が投票するようなことにいたしますことは、有権者のサイドから見ましても一歩合理化を進めるものではなからうか、かように考えるわけでございます。

これが、比例代表、拘束名簿式を言われたときの金丸三郎先生の答弁でございます。私も、ここに出てまいります金丸三郎先生、あるいは松浦功先生という自民党さんの先輩の方々は、まことにジェントルマン、学識豊富、まことに温厚にして大変幅広い見識を持たれた方だというふうに、私も接してまいりましたから思うわけでござい

ます。別に片山さんがそうじゃないと言っていることではありませんけれども、そういう意味で、私も比例代表と拘束式というのは、片山さんが先ほど言われましたように、完璧だというふうに思っているわけでもありません。これは、先ほどお話があったように、二回やったら一度制度を見直そうじゃないかという経過もあるわけであります。そういう意味ではこれからいろいろな検討が必要かと思いますが、そもそも拘束名簿比例代表制というのを、一番最初に法案を出されたのは自民党さんですね。その後社会党も、もう少し個人というものの、あるいは少数政党に配慮すべきであるという修正案を出してきたという経過がありますけれども、そういう面からいいますと、事実上、私は事実上と言っているのですよ、事実上全国区に戻す制度というのは、私は、今読み上げましたような先輩の方々の苦勞に苦勞を、五十七年に出るまでは、片山議員ほか皆さんも御承知のように、それまでは随分いろいろ議論があつて、最終的に拘束名簿比例式になったわけですね。そういったことから考えますと、何だ自民党さんは、最初にこんなことを言ってこられて、そ

して今は全く違うことを言われるようになる。それはまあ、情勢がいろいろ変わることがあるからわかりますけれども、一体、金丸三郎先生とか松浦功先生はこの議論を聞いておられて、もちろん御存命ですけども、今はどう見ていらっしゃるだろうかという思いがするのであります。

確かにいろいろ情勢は変わってまいりますけれども、また再び実態的に全国区に戻るといふことは、長い長い歴史からいって、私が冒頭申しましたように、歴史が逆転しているんじゃないか、後退をしているんじゃないか。こういう考えを持つのはこういう長い経過を経たからであります。片山議員からこの見解について御意見を賜りたいと存じます。

○片山参議院議員 佐藤委員は自治大臣をおやりになりましたから、自治省の内部の事情にも大変お詳しくございすけれども、なるほど、制度を直すときに、今お名前が出ました金丸三郎先生や松浦功先生が相当苦勞されたことは事実ですね。私も大変よく承知いたしております。

ただ、恐らくあのときは、全国区の弊害を直すために、正反対の比例代表拘束がいいということになったと私は思います。しかし、その後の、当時の徳永議長が、導入してみても二回で見直そうと言ったことは、大変問題があるという認識は、金丸先生や松浦先生にもあったと思います。だから、二回実験的にやってみて、その結果でなおそれを直す議論をしていこうと。それが十何年の経過を経て、今日こういう形で実ったのではなからうか。

この前、ある会合で松浦先生にお会いしましたら、いやいや、よくわかる、片山さん、頑張つてほしい、こう言われましたので、お伝え申し上げます。

○佐藤 委員 私は松浦先生と片山さんが会われた現場にいたわけじゃないですから。先ほどからの答弁を聞いていますと、どうも自分の御都合のいい方だけでございすという感じがしてならないのであります。

先ほど片山議員の答弁にもありましたように、制度には完璧なものはありません。ですから、その意味では、いろいろと皆さんとともに、選挙制度は議会のルールでありますから、各党、大方の合意が得られるように結論を得ていくことは確かに必要だと思ふのであります。

特に、片山議員言われましたように、世界で二院制がうまくいっているところというのは、もう繰り返しませんが、なかなかないのであります。ないと言つたら語弊があるかもしれませんが、二院制というのはなかなか難しい。そういう意味では、この日本におきます衆参の二院制をどう機能的にするかということとは非常に大事だと思ひます。ですから、私は何も、変えていくこと自体は一般論として否定はしません。しかし、実態選挙運動の現実面からいいますと、これは全国区へまた戻ることでしょう。ですから私はわざわざ金丸三郎先生の言葉を引いて出したのであります。

さて、その次に、自民党さんの方では、全国区に戻したらどうだという意見は、この法案をつくる前にはなかったのですか。

○片山参議院議員 私も必ずしも全部承知いたしているわけではございませんが、私、平成六年の参議院の超党派の検討委員会の自民党の委員でございまして、その前に自民党の中で議論いたしました、ストレートに全国区に返すという意見はなかったと思ひます。

○佐藤 委員 なぜ私がそれを聞いたかといひますと、全国区にはたくさん弊害があることは、冒頭申し上げたとおりであります。しかし、この案よりまだ素直である。個人の投票した個人名への投票というのがどういう形で議席に結びついていくかというのがはつきりするということであります。

かつて、石原慎太郎さんが、今東京都知事をやっておられますけれども、三百余万票という日本選挙史上最大の票をとられました。しかしそれは、石原慎太郎さんが一人当選しただけ。その後、当然、議席としては自民党の中で活動された

わけでありすが、一人として活動されたわけでありすが、

ところが、今度の制度は、先ほど堀込委員から御指摘がありましたように、皆さん方が言っていることはわかるんです、つまり、政党の中の石原慎太郎さんじゃない、名前を出していいかどうかですが、三百余万票とられたということで例を出させていただくのであります。今度の場合には、自由民主党の中の候補者の一人として石原慎太郎さんが名前が挙がる、こういう格好になります。その際に、憲法違反かどうかの問題は堀込さんのところに譲りますけれども、先ほど申しましたように、比例代表の場合に、大体七十五万票あれば当選するでありましょう。そうすると、三百余万票というのは、これはいわば四人分の票になるわけですね。皆さんの制度では、確かに自民党の名簿の中の石原慎太郎さんということを書いてあるからこれは自民党なんだというふうに読みかえるわけでありまして、それを我々はすりかえたと横流ししたとか、国民の皆さんもマスコミも言っているわけでありまして。

確かに、石原慎太郎さんは自由民主党の公認候補者として当時やられたのだと思ひますから、自民党の議席を得られることは、一議席を得られることは当然でございすけれども、今度の場合にはそうじゃないですね。これが残り三人の方をどこかの票で救つてあげる結果になっていくわけ

です。ですから、私は、全国区ならば素直に、名前を書いた有権者の一票が素直に、自分が書いた名前に、当選するあるいは落選するということになるけれども、今度のこの非拘束名簿というのはそういうことじゃないんじゃないですか。そこが、先ほど堀込委員が言われましたような問題も含め、制度的には、極端な話、ゼロ票でも当選するということな、そういうことも許容するような制度になつていないんじゃないですか。私は、これの出し方が、全国区なら全国区で、国民の皆さん方もよくわかつたと思うんで

すよ、これはかつてやっただから。悪いところがたくさんあるのは冒頭言ったとおりであります。非常に素直にああ、こうかということがわかるけれども、今度は、一番たくさん票をとった人が、自分だけじゃなくて人まで連れて行って当選していく。皆さん方の言うことはわかってるんです、いや、それは党の名簿にあるんだからいいんです。しかし、それは勝手に皆さん方がいいと考えるのであって、一度、有権者の意見というのはどういうものか、これをはつきり、審議会等、参考人等でも呼んでいろいろ聞く必要があると思います。先ほどから片山議員は第八次選挙制度審議会のことを盛んに言われます。それは非拘束名簿だったからであります。そのときに何でだめだったか。第八次選挙制度審議会、なぜ余りあの非拘束名簿というのはみんなの話題、組上に上らなかったかといえ、これは、個人の票と政党の票を合算して、そしてみんなの議席にしようという今私が指摘している問題があるものだから、だからこのときに、第八次選挙制度審議会でも、出て、各党とも歯牙にもかけず、余り話題にならないで済ませよう。

この問題について、先ほど堀込委員との議論を聞いてみると、どうも余りぴんとこられていない感じが失礼ながらするものですから、これは、個人に書いた名簿を政党の枠からといって政党にすりかえて、他の候補者、他の立候補者に委譲していく。私は、すりかえとかあるいは読みかえとか横流しとか余り品のよくない言葉は使わないで、強いて委譲と、委せて譲るといふ漢字を書きました。選挙法上、これが委せて譲るといふことになるのかどうか。実は委譲という言葉を使うこと自体もいろいろ議論が率直に言っているところですから、これが今度の制度の最大の問題なんです。そう思いませんか。

○片山参議院議員 何度もお答えしておりますけれども、佐藤委員、恐らく十分御承知の上での御質問でしょうが、この選挙は比例代表制なんです。比例代表制。比例代表制は政党を選ぶのです。だから、石原さんの名前が出ましたから申し上げますが、石原さんがいかに巨大な存在でも、比例代表のある党の候補者の一員なんです。だから、石原と書く、あるいは、仮に自民党として自民党と書く、その票は自民党とカウントして処理するというのが比例代表なんです。佐藤委員が言われるのは多数代表制であって、全国区の話です。我々はここで、全国区、多数代表制でない、政党を選ぶ比例代表制、政党の名簿を選ぶ比例代表制、そういう基本的な認識の中で、その中ではどんな人が出てその政党の候補者の一人なんです。だから非拘束はその順番をつけなければ、拘束は順番をつけるので石原慎太郎さんが出れば一番になるかもしれないけれども、そこで国民の皆さんに選んでいただく。

そこはおまえ、おまえはそう言うけれどもわかりにくいではないかと。わかりにくいかもしれない。だから我々は、この制度は相当の人の御認識は得ておりますけれども、もっと広い国民の認識を得るような努力をせなにかねと思います。だから、まず党を選んで、党の中で石原さんをトップにしたければ石原さんの名前を書いてください、そこそこなんですよ。ひとつ御理解を賜りたい。

○佐藤 委員 その説明がちょっとおかしいのです。言われているように、皆さん方の投票用紙には政党名をチェックするところが別にあるわけじゃないでしよう。その政党の名簿のどなたかに結果的には入れるんですよ。だから、オランダとかなんかにのように、まず上に政党名があつて、その政党名をチェックして、拘束式の場合にはそのままだいい、自分はこの人を入れたという人の場合には個人名のとこにチェックをする、こういう二回投票するわけじゃないわけですよ、皆さんのところ。

そこが、政党投票だ、政党投票だと言われるけれども、結果的には、選挙の結果というのは個人

の多い方になるんです。これが自由民主党に属している方だというのは私もわかりません、それはわかりません。だけれども、それは制度としてはそうだけれども、その制度がおかしいんじゃないかと。言っているんで、これはそういう制度です。というのはむしろおかしいんですよ。それが票のすりかえなり、票の横流しなり、品よく言えば票の委譲ではないか。委せる譲る、異常事態じゃない、委譲じゃないかということなんです。いや、そういう制度なんですと。言うけれども、その制度自体がおかしいんじゃないですか。

国民から見れば、石原慎太郎さんが自分は好きだからたくさん入れた、三百万票とられた、それは全国区の場合であります。一人の当選。しかしそれが今度の制度の中に入れると、あと三人抱き合つて当選に結びつくという結果になる。しかもその票は一体どこに行つたのか、どの候補者のところに行つたのかわからぬ。

後で詳しく伺いますが、堀込さんが触れたように、オランダとかベルギーはその委譲のルールというのがちゃんとできているわけですよ。皆さん方は自分が入れた票というのが一体どこでどういうふうになつてしまつたかわからぬ。自民党の人が当選したことは間違いないが、個人名を書いたのにその人がどういうふうになつてしまつたのかわからぬ、これが今度の制度の最大の欠陥なのであります。いや、今度の制度はこういう制度であるんですからしようがないんですよ。なくて、だから制度がおかしいんじゃないですかと言っているわけですよ。

○片山参議院議員 今制度は誕生寸前でございすけれども、この制度の考え方は、投票用紙に党名か個人名かを書いていただく。投票所には、自由民主党なら自由民主党、民主党なら民主党、公明党なら公明党と書いて、その下にずらつと三十人か四十人か知りませんが、十人かもしれぬけれども候補者の名前を書いて、その中から選んでいただくわけで、佐藤委員が言うようにまず党名を書いて個人名を書くなんてことは、それは全

くれない案ではないかもしれませんが、大変複雑になりますし、それから無効票が相当出るおそれもあるわけで、それはやはり政党の候補だということとをきつちりやつて、各党も候補者もそれを十分PRして、その結果、有権者の皆さんに投票してもらえば足る話なんです、あくまでも比例代表ということとは、何度も繰り返しているわけで、我々はこの制度がベターだと思つて提案をさせていただいているわけですから、ぜひひとつ御理解を賜りたいと思います。

よその国の話はちよつとまたなにかに。

○佐藤 委員 まあ、その次また聞くからいいです。

片山さんの方はそういうことで言うけれども、国民みんなが不思議に思つてゐるのは——わかつてゐるのです、私も制度はわかつてゐるのです。ただし、説明の中で、まず政党を選ぶという言い方はやめた方が国民の皆さん方にわかつてゐるのです。投票所に行つたときに政党の中に個人名が書いてある制度である、それを順番がついてあるかつかないかの違いで拘束か非拘束かというのはわかるのです。政党名を投票してもいいけれども、今の傾向からいって、個人名を投票する方が多くなります。そのときに、繰り返しになりますけれども、三百万票をとられた方は、全部で四人分ぐらいに相当するから、残り三人だけか結果的に、三人じゃありません、もっと、ある程度、二番、三番、四番はもう少し票があるでしょうから、ずつとどれかの票を上乗せしてあげる。それが何票だれのところに行つたかわからぬ。個人名を書いたわけですよ、あくまで。

わかります。自民党の名簿の中の、非拘束なのでから順番がついていないから個人名を書く、そういうことはわかりますが、自分が入れた票がだれのところの結果的に一体行つたのかわからぬ制度、これは制度としておかしいんじゃないか。そういう制度でございすでは答えにならないので、制度としておかしいんじゃないかということでありす。

だから、繰り返しになりますが、第八次選挙制度審議会の中でもああいう結論だったけれども、これはやはりおかしいんじゃないかということでもみんな余りよらなかったわけですよ。質問の意味はよくわかりたいでしょうか。

○片山参議院議員 第八次制度審議会も、結局、五十七年に全国区の弊害から拘束に改めて、その拘束もさらに問題があるからということで、第八次審は、これは国会議員は入っていないせんよ、全部有識者だけの権威ある機関が提案したわけでありまして、そのときは各党の意見がばらばらだったんですね。ばらばらだったから調整しようということ、平成六年に検討委員会をつくって、そこでミックス方式を委員会ではまとめたのですけれども、これに一番反対されたのは当時の社会党さんで、社会党の反対であつたのが物にならなかった、こういう経緯もあるのです。

私は、第八次制度審議会の答申というのはいいと思ひますよ。私はよく考えた案だ、こう思うのです。そのところを抜きにして、とにかく佐藤委員の言われることは、全国区の復活になるんですよ、全国区の復活はノーだ。しかし、拘束でも問題が多いから、やや真ん中みたいな案だけれども、比例代表の枠の中で個人が選べて、しかもそれで順番もすつきりするし、選ぶ方も選ばれる方も納得できる、こういうことではないか。しかも、つながりもできるし、親しみもできる。佐藤議員の名前を書くことによってつながりもできる。そういうことで八次審はあの答申を採択したわけでありまして、今までのところ、我々の参議院の制度ではあの案が、一番とは言いませんけれども、私はベターだと思います。ベストとは言いませんけれども。

○佐藤(観)委員 ですから、一番の人は一番いい、当選していく。例えば、オランダでもベルギーでもやっている案は、配当基数を超えた人は無条件に当選していくわけです。三百万票をとった人は無条件に当選していくわけです。そして、その配当基数に達しなかった人は、ある国では政

党の票だけをその上に乗せしてあげるとか、これは政党的な票だからいいです、個人名を書いてあるわけじゃないから、それはそれで合理的ですが、それならばまだわかる。

ですから、皆さんの方で、例えばこの案の原則でいうならば、個人名と政党名と別集計して、個人名で当選した人だけはその上で当選する。しかし、配当基数より低くなった人については、自由民主党の票からそれを上乗せしてやって、それがゼロになった時点で当選者が決まるというふうにするれば、これは合理的だし、片山さんがいかに言われようとも、これなら国民の皆さん方もつきりよくわかる。結果的に個人で書いた票を他の人に、個人にまた移してあげるといふから、これはおかしな制度じゃないですか、しかも、たくさんとった票は、これは自民党さんだけとは申しませんけれども、この制度でいけばそういう合理性がないねと。

確かに、お話がありましたように、フィンランドとデンマークでは今この非拘束名簿に近いやり方をしている。なぜ近いかというと、私も完全に調べ切ったわけじゃないから。ただ、フィンランドとデンマークというのは、有権者数が五百万に達していないところなのですね。だから、五百万のところでやれる制度と、一億の有権者を対象とする制度では、別に国の人数で価値を決めるというのじゃなくて、制度として不満というものの大きさというのが、やはり一億でこういう制度をやれば増幅していくわけでありまして。

その意味で、例えば三百万票とられた方がおれば、それはそこにとどまらず、他の候補者に上乗せをしてあげるような、こういう制度というのはおかしいじゃないかということをお願いしたいのであります。いかがでございますか。

○片山参議院議員 佐藤委員の御提案、お考え、全くわからないわけでもないんですけども、私は、選挙制度というのは、選出国民の側から見れば複雑難解な制度はやはり困ると思うんですね。だから、今度の斎藤前議長さんのミックス方式も、半分

拘束、半分非拘束ですから、結局は選ぶ方も選ばれる方もかえって困るんですね。そういう感じを私は持ったわけでありまして、やはりある程度わかりやすくできないか。

そこで、石原さんに入れた票は自民党の票でないと言われるなら別ですよ。自民党に属する石原さんに入れた票なんだから、その票が自民党全体の票に合算されるということは私は比例代表なら当たり前の話だと思ふ。石原さんが自民党でないことは、石原さんとともに自民党も支持したということなんです。比例代表というのはそう理解できないかぬのです。だから、それは移譲なんかじゃなくて合算だ、私はこういうふうに通じております。

○佐藤(観)委員 冒頭に、国民の意見をというお話がございました。参議院の方は事情があつて与党さんだけ質問なさいました、衆議院で今審議をしているわけで、まさに投票する側の意見というの、だれも、どこも聞いていないわけですよ。ぜひこれを、委員長、中央公聴会であろうと、あるいは参考人であろうと、地方公聴会であろうと、今、片山議員がいみじくも言われました投票する側の意見、選挙する側の意見を聞く機会をぜひ設けてもらいたいと思ふんです。

それから、最後に言われました石原慎太郎さんに入れた票、全国区の場合でございますが、これは確かに自由民主党公認として戦っていることは事実であります、それはあくまで、政党名と個人名というのがある限り、石原慎太郎さんに入れたのは個人名なのであつて、政治活動としては自由民主党の会派の中でやられる、そのことはわかりますが、票としてそれを全部自民党にすりかえる、読みかえる、きれいな言葉で委譲するようない制度というのはおかしいということをお願いいたします。

○自見委員長 塩田晋君。選挙制度というものは、各政党の競争であり、また戦いであるわけでございます。そ

のルールを決めるのがこの選挙法でございますから、ルールを決めるのは、戦いに参加する者、競争に参加する者が納得をして話し合つて、そしてこれをルール化する、その公正なルールによって戦いをする、競争をする、これはもうすべての競技についても同じ問題だと思ふのです。

今回のこの選挙法の改正につきましては、ただいままでに多くの議論がこの委員会でもなされました。非常に建設的な意見、また問題、欠陥の指摘もあるわけでございますから、それらのものを謙虚に受けとめて、本当に競争する相手も納得できるようなルールづくりをするというような度量を持つてもらうべきじゃないかと思ひますが、これについていかがですか。

○片山参議院議員 塩田委員言われる意味はよくわかります。ただ、選挙制度の難しさは、何度とも言ひますけれども、百点がないということ、各党各会派で相当立場が違ふんですね。私は、あえて党利党略とは言ひませんけれども、しかし、そういう意味で、これはできるだけ、言われるように選挙制度は議会制民主主義のルールづくりですから、そういう意味では与党も野党も謙虚にやっていくべきだということとは同意であります。

ただし、残念なのは、参議院では我々が辞を低うして野党の皆さんにお願いしたにもかかわらず、国会には出てこれない、各党の話し合いにも応じられなかったということでございます、その点はひとつ御理解願ひたい。

○塩田委員 参議院におきましては、参議院でいろいろ経緯があつてそういう状況ができておつたわけでございますが、衆議院におきましてはこのように整々とルールづくりのための議論に各党が取り組んでおるわけでございますから、そういうところから、これは加えるべきじゃないか、こういうところがあれば、これはやはりルールづくりでありますから、一緒に直すところは直すということがあります。直すべきところは直すということがあります。

それを前提にいたしまして、今回の改正の最重要の事項といえますか、ポイントは何でございすか。最優先でこれだけはぜひとも言われるところはどの点でございすか、お伺いいたします。

○須藤(良)参議院議員 一つは、拘束式に直したときの理由の逆になるわけでありますけれども、できるだけ順位決定をわかりやすくする、不透明をなくす、こういうことであります。それからもう一つは、政党化が少し促進されたものではな

いか、この問題を是正したい。もう一つは、個人の名前を書かせてくれ、何となく顔が見えない、こういう有権者の不満が非常に多いわけでして、これを是正したい。この三点が、拘束式を導入したものの逆になりますけれども、今回直したいポイントでございます。

理由は、先ほどもありましたけれども、衆議院の方に比例代表が導入されて一応定着する、それから最近の有権者の非常に多様な意思、政党に關しない選択を考えている、こういうような面から、参議院の方はできるだけ衆議院と変わった制度、また変わった時期の選挙で国民の多面的な意思を出していきたい、こういう面があるわけですね。さらにつけ加えれば、最近の憲法問題初めいろいろ長期的に取り組むべき課題が多い。こういうことを念頭に置きまして、これはひとつの党の決断がないとなかなかできないわけでありまして、これはひとつ先送りしない、今回真っ正面に取り組もう、こういうことで改正に踏み切ったわけでございます。

○塩田委員 先ほど与野党の本委員会の理事会におきましても出たのでございますが、また先週も出たんですけれども、この審議が終わる次第採決だということも出たのでございまして、またあすやるにしても採決を含む審議、こういう意見も出ておるわけでございます。与野の方として、なぜ次の参議院選挙に間に合わせて急いでこれを国会で上げなければならぬか、その急ぐ理由についてお伺いいたします。

○須藤(良)参議院議員 お答えしましたように、非常に有権者の考えが急速に、いわゆる無党派層といえますか、そういうことで、いろいろ多様な意見を持つていっていることからして、政党だけ選ばれるということは今の実情に合わないのではないかと、こういうことと、もう一つは、やはりこれを逃しますと四年後になるわけでして、ぜひひとつここで決断しておく必要がある、そういうふう考えておるわけであります。

○塩田委員 このルールづくりにつきましては、過去におきましても、四年、五年かかって結論を出して実施した例もありますね。今回、本当に一年を切つてきている、その中で、どうして与野党が話がかないルールを、与野党が守らなければならぬルールを一方的に反対を押し切つてつくろうとしているのか。これは、我々納得のできないところでありまして、

直ちにでもこれはやってほしいというものは、定数の削減。我が党は、この定数の削減は、衆参それぞれ五十名削減というような案も最初に出したわけでございますが、各党話し合つての空気をみて、妥協の産物として、衆議院では二十名削減、参議院では十名で当面やむを得ないだろう、こういう立場に今立つておるわけですから、定数の削減については異議ないと思うのです。こういう話のついたところから今回はまずやつていく。そしてあとは、時間をかけてと言つても、もう一年切つた次の参議院選挙じゃなくして、その次の選挙であつてもあと四、五年のうちにあるわけですから、そういうような動きをされてはどうか、このように思いますが、いかがでございすか。

○片山参議院議員 塩田委員言われますけれども、定数削減も、自由党さんは大変理解があるのですが、結局、ワーキンググループで定数削減を中心に時間がないということでもやりましたけれども、結論が得られないのですよね。与党と自由党は十人削減で、民主党さんと社民党さんは逆転区二名の削減で、共産党さんは一番最初は増員せい

と言つておつたのです、その後増減なしというようなことに変わられたような感じがすけれども、まとまらないのです。

そこで、今須藤提案者が言いましたように、選挙制度というのは必ず次の次からやろうといつてずっと来たのです。だから、次の次ということでは結局やらない、先送りということになる。定数削減も大変な経緯で我々は決意したものが、このままではなし崩しでやらないようなことになる。しかも、もう来年から二十一世紀ではないか、衆議院のブロック比例小選挙区も二回やつて制度が定着してきている、何だ、衆議院と参議院、制度が同じじゃないか、国民の多面的な意思を、衆議院とは違う意思を参議院が代表するといつて、ど

こで我々は、この際、定数削減とあわせて、来年は二十一世紀に入るわけですから、二十一世紀の最初の参議院の選挙は、最初の国政選挙になると思ひますけれども、ぜひ新しい制度で、定数削減を含めてやりたい。それが参議院の自主性を高める上にも、国民の政治離れを食い止める意味でも大変重要なんじゃないかと認識いたしました次第であります。

○塩田委員 そういったお考えで進めておられるということ、それから定数の削減についても各党十分話がかないというお話。やはりこれは努力をして合意点を見出して、そして、まあまあこれはやむを得ない、しかしだんだん賛成者がふえてきたという中で決をとつてルールをつくる、これは結構だと思ひます。そういったことは今後ともひとつ十分配慮して、努力をしていただきたいと思うのでございす。

そこで、世界各国の状況ですが、国連参加の世界の国数は二百にほとんど近いものだと思いますが、その二百の各国のうち、民主主義の立場にある国、まあほとんどだと思ひますけれども、その中で、今度つくりかしておられる非拘束名簿方式の比例選挙、これはどういう国が、二百のう

ち幾つぐらいやつているか、お伺いいたします。

○須藤(良)参議院議員 これは国会図書館の資料で調べたわけでありまして、これも、名簿式比例代表制のうち、非拘束名簿式比例代表制を採用している主な国は、ベルギー、これは上院、下院、ノルウェー、これも上院、下院、オーストリア、オランダ、フィンランド、デンマークであります。このうち名簿に順位をつけない方を採用しているのはフィンランドと、デンマーク、これは政党の選択によつて順位をつけるのも可能というふうになつております。

比例代表選挙制度は、多数代表制において死票が生じるという点を改善して、国民の意思をできるだけ国会の議席に反映させようという制度であります。この方法は、その国の歴史なり、あるいは導入した経緯等によつてそれぞれ違うわけでありまして、単に外国がこうだというふうなことはなくて、やはり我が国としてしっかりと考える必要があるのではないかと、こういうふうにご考へております。

○塩田委員 ヨーロッパにそういった例があるということをお言われたわけでございますが、日本の参議院に当たる上院を持つていられるところはそのうちベルギーとノルウェーだけですね。あとは一院制なんです。したがつて、状況は違ふと思ひますが、ノルウェーとベルギーが日本の制度に近いわけで、参考にすべきものだと思います。そこで、どのようないきさつで導入され、またどのような議論がなされ、今見直しをしようとしているのか、あるいは問題なしで進んでいるのか、そのあたり、この二国についてお伺いいたします。

○須藤(良)参議院議員 実際には導入しようとする制度と全く同じ制度を採用している国はないと思ひます。

○塩田委員 先ほど来の議論を聞いておりますと、ヨーロッパにおいてはこれこれの例があるということをお聞きしたわけでございますが、お

外の国がどのような制度を持ち、また、今言われましたように、今導入しようとしている非拘束名簿式比例の選挙とは微妙に違うところも加わっているわけですね。足切り、最低線を決めたり、あるいは拘束、非拘束といふながらある程度の順序を見たり、いろいろな形で変えられておるところがありますね。全く同じのは先ほど言われたようにならないことですね。

そこで、近いものでも結構ですが、そういった各国の事情、そしてそれがどう運用され、どのような問題があり、そして今後どのようにしようとしているか、しようとしていないか、こういったことをやはり調査をする必要があると思うのです。憲法調査でも海外に出かけて、直接運用の状況を担当者、責任者と話し合せて、調べていっているわけですね、時間をかけて。憲法調査のような広範にわたる問題ではございませんけれども、やはり引用して、例を引いてやられるからには、そういった問題についてももっと詳しく調べる必要があるんじゃないか、この委員会でも急遽調査に行ってもいいんじゃないか、このような考えを持っておりませんが、いかがでございますか。

○片山参議院議員 今答弁しましたように、似たような制度はあるのですよ。ところが、国で全部違うのです。選挙制度というのは極めてその国固有の事情や理由で採用されるものですから、日本と似たような制度はあるかもしれないけれども、今言われたように、同じ制度がよその国にあるかというとならないですよ。だから、そういうことを踏まえて、平成二年には、第八次選挙制度審議会が外国の例も踏まえた上で答申をしているので、我々は、その答申が我々の考え方に合うものからそれを制度化しよう、こういうことでございます。

また、調査なんかいいですよ。しかし、時間がかかったり、手間がかかったり、結局はそういうことが先送りといいますか、そういうことになるのは私はいかがかなと個人的には考えております。

○塩田委員 この問題はなお引き続いて質問を今後したいと思いますが、時間がほとんど参りましたので、あと一問だけ伺いたいと思います。

先ほど来の御説明では、顔の見える選挙制度をまた取り入れるんだと。前の全国区の参議院選挙におきましてはいろいろな問題があつたわけですね。先ほど来出ておりますが、走れ走れ孝太郎さん、あるいは開票を見ながら亡くなった方、いろいろな悲劇も起こっておりますが、顔の見える選挙制度を取り入れるということで今回の法案が出てきているということでございますが、本当に顔の見えるということであれば、やはり前の全国区のあの方式に返るといふことが一番徹底するのではないのでしょうか。

○須藤(良)参議院議員 顔の見える選挙というのは、要するに、個人が政策なり個人情報をしつかり有権者にPRする、そういうことでやるわけですから、今回は、要するに党営の活動と個人の活動と一緒にして、できるだけ効率的に、経費をかけないでやろう、こういうことでございまして、そういう意味では全国区とやはり違った形で進めたい、こういうふうにご考えておるわけですよ。よろしいですか。

○塩田委員 この問題については、まだまだ議論の余地があると思うのですけれども。

○片山参議院議員 塩田委員、顔が見えるのなら、全国区に返す方がずっとわかりやすいじゃないかと。そうなのですよ。そうなのだけれども、全国区は別のデメリットがいつぱいあるのです。そこで我々は、全国区には返さないけれども、拘束よりは顔の見える制度、こう考えたわけであります。

○塩田委員 顔の見える、見えないという問題は、先ほど来随分出ておりますから、議論すればこれはもう幾らでも議論がまだ進む問題だと思ひます。

現在の衆議院選挙では、この人に入れたいという、顔の見えるところでは小選挙区制度で投票できるわけですね。この人に入れたくないという

きには、党で、ブロックの比例で入れるという余地があるわけですね。今度の参議院の場合は、それを分けられないわけですね。顔が見えて入れた場合に、その人が所属している政党に入れたことになるとおっしゃったわけですね。そういうことで、それでは、同じ党であつて、この人は入れたのだけれどもこの人に入れたくないというときに、これは選択の余地がないわけですね。顔が見えた人に入れたくないけれども、見えている人での人には入れたくないというものには選択の余地がない。

先ほど来出ましたように、一人の人がたくさん票をとった場合には、横流しというような表現は適切でないかも知れませんが、いずれにいたしましても、流れていくわけですね。そして、入れたくないと思つた人のところにその票が行くというような制度になっているわけですね。これは矛盾ではないですか。

○自見委員長 月原君、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○月原参議院議員 それは、比例代表制であるということですから、だから、その中で順番を決めるために個人ということですね。ですから、仮に嫌な人がおるとしたら、それは何番にするかというだけの意味ですから、党にもともと票を入れるわけですから、その問題はないと私は思つております。

○塩田委員 まだまだ問題はありますけれども、引き続き審議をさせていただきます。

きようはこれで終わります。

○自見委員長 佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

言うまでもなく、選挙制度というのは国民の参政権の基本であります。ところが、参議院で非拘束名簿式をこの国会に突然提出されました、参議院では与党のみで強行した、極めて異常な事態であります。しかも、直ちに衆議院で通せというような強引なやり方に、私は厳しく抗議をしたいと思ひます。

非拘束名簿式を導入するきっかけとなりましたのは、久世問題であります。久世氏は党员二万人という比例代表名簿登載基準をクリアするため、二万人以上の党员とその党費を調達するために、大手マシソン業者大京に一億円を出させた。それに見合う党员名簿三万三千三百三十三人を霊友会に出させていたわけでありました。この党员数は、一億円を当時の自民党の年間の党費三千円で単純に割っただけであります。文字どおりこれは幽霊党员ですね。これで議席を買つたという大問題であります。本人もこのことを事実上認めているわけですね。変えなければならぬのは、選挙制度ではなくて自民党のこういう金権体質ではありませんか。

ところが、これにはほかおかりをして選挙制度の改悪をやるうとしてゐる。これは断じて許せない。しかも、久世事件をもっと大規模にしたKSD問題が出てきたわけでありました。これは、参議院で法案強行の陣頭指揮をとった自民党村上正邦参議院会長が深くかわつてゐる。私は、選挙制度の法案を審議する前提として、KSD問題の徹底究明こそやらなければならぬと思うわけでありました。

お聞きをしますけれども、このKSDの会員名簿で何万人もの党员名簿をつくつて数億円を超える党費を立てかえていたという疑いがあるわけでありまして、提案者の皆さんは、特に自民党の発議者に聞きたい、自民党のこういう事態について、この問題の調査、これをやっていますか。

○片山参議院議員 委員は突如出したと言われました。突如でないことの説明を、るるほかの質問者の方にお答えしましたので、あなたも時間が少ないでしょうからもう繰り返しません。

それから、与党のみでというのも何度も申し上げました。野党も国会審議に加つてほしい、国会以外の政党間の話し合いもやろうではないか、それを全部拒否されたのでございまして、一方面的な言い方はそれは慎んでいただきたい、こう思ひます。

ます。

それで、今KSDの問題を出されましたが、これは一部の報道がありますが、我々が知るところでは、捜査中ということもありますし、我々の提案と我々提案者に何の関係もありません。答える立場にありません。

○佐々木(憲)委員 ともでもない話だ。突如出してきて与党だけで審議したというのは事実ではありませんか。二月の合意に反して、一度もあなた方は非拘束なんか提案したことはない、そういう状態で久世問題が出てきて、突如持ち出してきた。そういうルール破りをやったのは与党の方であります。野党はそれに抗議をした。これが事実であります。しかも、関係ない。何が関係ないのですか。名簿順位の、名簿のランクにかかわる重大問題だ。しかも、あなたはそう言うなら、豊明議連に片山さん、入っているのはありませんか。

○片山参議院議員 いやいやそれは、あなたがどういうデータであられたか知りませんが、私は入っていないと思います。

○佐々木(憲)委員 でたらめ言うな。豊政連の「ザ豊政連」、これは機関誌であります。この中に、豊明議連の方々、はっきりと片山虎之助と書いてあるではありませんか。須藤良太郎さん、保坂三蔵さん、入っていませんか。

○須藤(良)参議院議員 入っております。

○保坂参議院議員 入会しております。

○佐々木(憲)委員 保坂三蔵さんは正直であります。片山さんと須藤さんも入っていないがら入っていないと言っている。ここに証拠があります。名簿が入っているのです。まだそれでも入っていないと言っているのですか。どうなんですか。

○須藤(良)参議院議員 私は、ちょっと記憶がなかったものですからそう答えたわけでございませう。

○佐々木(憲)委員 事実はどうなんですか、事実です。

○片山参議院議員 私も全く知りません。うちの

事務所かだれかがあれしたのかもしれませんが。調べてみましょう。私は全くそのあれはありません。

○佐々木(憲)委員 大体、入っていないと断定するわけだから……(片山参議院議員「知らないからと言ったのです」と呼ぶ) 知らないなら知らないと言った方がいいじゃないですか。全然違うじゃないですか。

明確な答弁をしてください。知らないのですか、入っていないのですか、入っているのですか。

○須藤(良)参議院議員 入っていないと思っただけです。知らないうちにそういうことになっているのなら、それは入っているということだと思います。

○佐々木(憲)委員 片山さんは。○片山参議院議員 今お答えしたでしょう、調べてみますということ。

本来の議論をやってくださいよ。(佐々木(憲)委員「今、本来の議論をやっているのだ、本来の議論をやっているのですよ」と呼ぶ)

○自見委員長 佐々木君、必ず委員長が指名をしてから発言するようにしてください。

○佐々木(憲)委員 わかりました。つまり、この選挙制度の問題を議論する前提として、名簿のランクをどうするかという大問題についての疑惑がある。その疑惑について説明をする。これは政治姿勢、選挙制度に重大な関連があります。

私たちはこの間、全国のKSD豊明会の多くの会員から話を聞いてまいりました。支部長、ブロック長、班長を含めまして全国的に調査をして、約百数十人に直接当たって話を聞きました。重大な問題がその中で浮かび上がっております。

首都圏のあるKSD豊明会幹部の話であります。九八年の村上さんの選挙のとき、名簿登録の上に行くため党員のサインをした、しかし党費は払わなくていいと言われた。要するに、入党のサインはしたけれども党費は払わなかった。党費

は立てかえられているということでもあります。

また、ある北関東の中小業者はこう言っているのです。自民党の選挙関係の文書は何度か送られてきている、小淵さんの総裁選のときには投票用紙が送られてきた、今になって考えてみるとKSDの名簿で送られてきたのかもしれない、私自身は自民党に入った覚えはないし、もちろん党費など払っていない、こういう証言が出ております。

つまり、ここには二つの問題があります。一つは、党員として入ったという自覚はあるけれども、その場合、党費を払っていない。二つ目に、本人も知らない間に党員にされているという方があります。いずれにしても、これは党費を払っていないのですから、極めて重大な問題であります。

公明党の魚住さんにお聞きしますが、あなたはこの問題重大だと思いませんか。

○魚住(裕)参議院議員 KSDの事件自体は現在捜査中でございます。提案者としてはコメントできる立場ではないわけですが、各党内における名簿決定順位におきましては、各党の、どうすれば活力が出るのかというような観点からなされているものと思っております。今の事実関係につきましては私としては承知をしていない状況でございます。

○佐々木(憲)委員 では、承知をしていないというのなら、その手口を今示しましょう。

ここに資料があります。「村上正邦先生を支援する署名のお願い」という資料があります。これは、豊明会中小企業政治連盟つまり豊政連、さらに村上正邦後援会、この二つの連名であります。この連名の文書を出しまして、つまり豊政連と村上正邦後援会というのはい体であります。

もう一つは、十名の署名を書き込むことができます。こういう紙があります。「私たちは村上正邦先生を支援します」。この中に十名の氏名、年齢、住所、電話番号、こういうものを書くことができるようになっております。ここにKSD会

員の名前が書き込まれるようになっております。

もう一つの資料を見ますと、「協力頂きましたこのご署名は、自由民主党内における参議院比例代表区候補の順位を決めるための資料となります。」つまり、こういう名簿をつくって、これが自民党の比例代表選挙の順位を決めるために使われるのだ。

これは、ただ会員を集めたり後援会を集めたりというものではないのです。これは、この中に、私は証言をいろいろと得ていますけれども、KSD豊明会の会員の名前、年齢、住所、電話番号を転記するようになっていくわけです。印鑑は押さなかつたという人もいますけれども、別に筆跡を変えろとも言われなかつた。こういうことで、この第一段階、ここにほとんどKSDの会員名簿から転記をする、さらにこの名簿を使って今度は自民党の入党届に名前や住所を再び書き込む、こういうことをやっているということであり

私どもに千葉のKSD職員からの内部告発がありました。大変驚くべき状況であります。前回の参議院選挙、つまり二年前ですね。このときに、KSDの本部から指令が来るのです。千葉支局で一万名の自民党員をつくれ、こういう指示が来た、指示は古関氏から来る、職員はこれを必死でやらされる、こう言うのです。通常の業務の中でこういう作業をやるといいます。自民党の署名運動という名称をつけて仕事としてやる。

さらに重大なのは、こういう証言があるのです。KSD会員の名簿、自民党後援会の名簿、それとどこかの学校の卒業生名簿を勝手に使い、職員が三文判を数百個買いに走ってそろえてくる、それをどんどん書いて本部に送っている、職員の間ではこんな仕事っておかしいねという声があるが仕方なくやっているんだと。まさに幽霊党員をつくられているのじゃありませんか。本人が知らない間につくられている。目的は比例代表の名簿順位を上げるためだ。極めて重大であります。

この点を直ちに調査すべきではありませんか。
いかがですか。

○片山参議院議員 何度も既に他の提案者が申し上げましたように、現在捜査中の事案であり、我々提案者として答える立場にはありません。

○佐々木(憲)委員 捜査中といったって、あなた方、自分の党内の話じゃないですか。これだけ重大な問題、各マスコミでも取り上げ、国民の疑惑の対象になる、そういう問題について自分の党内のことを調査もできない、説明もできない。一体どういう党ですか、それは。おかしいじゃありませんか。

私はこんな重大な問題は放置できないと思うのです。

委員長に提案したい。村上正邦自民党参議院議員会長、古閑忠明財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団前理事長、KSD豊明会前会長の証人喚問を当委員会に要求したい。理事会で検討していただきたい。いかがですか。

○自見委員長 佐々木君にお答えいたします。

後刻理事会で検討いたします。

○佐々木(憲)委員 重大な問題はそれだけじゃないんです。政治資金収支報告書に基づいて、我々が、自民党東京都豊明支部の党費と党員数、これを調べてみました。

これによりますと、九五年には党員六万五千二百八十人、九六年には党員ゼロ、九七年は七万四千四百六人、九八年は九万九千五百九十九人、大量の党員集めを行っております。政治資金収支報告書に書かれている党費だけでも、四年間合計しますと二億二千二百五十六万円になります。これは、自民党東京都豊明支部に入っている、記載されている党費であります。

そこで、片山議員にお聞きをしたいんですが、当時の自民党の党費は年間幾らですか。

○片山参議院議員 四千円だと聞いております。

○佐々木(憲)委員 そのとおりですね。久世氏のときは三千円だったのが、千円上がつって年間四千円になっていったわけがあります。党員は三年間合

わせて二十五万五千八百八十五人になります。したがって、計算しますと、自民党全体に九億円以上の金が入ったことになる。先ほど紹介した豊明支部に入ったのは二億二千万円程度でありますから、あとは自民党本部などに流れたことになるわけがあります。

この中で問題なのは、幽霊党員の分が豊明会によって立てかえられていたという疑いがあることであります。

報道によりますと、党費がKSD豊明会から流れたこと、同会では使途不明金として処理したというふうな報道されております。そのルートは、KSDが豊明会に補助金の名目で出す、これは年間二十億から三十億であります。豊明会が自民党豊明支部にこれを献金する、自民党豊明支部は豊政連にこれを献金する、こういうルートになっているわけですね。

KSDから豊明会に流れるのは、我々労働省から資料をいただきましたが、十一年間で二百六十六億円あります。KSD豊明会、ここから自民党東京都豊明支部に流れるのは、今把握できるだけで、四年間で二億一千七百四十万円でありまして、この自民党の豊明支部というのは、豊明会から献金を受けたらそれを直ちに豊政連に流していくトンネル機関なんです。だから、豊明会から豊政連にいわば受け渡しをするだけなんです。

その日のうちに豊政連に寄附されている部分、これは十七回ありまして、この間、一億三千四百万円がトンネルを通じて豊政連に流れております。翌日に豊政連に流れたのは五回あって、三千三百万円あります。そのほかは六回で、四千八百万円。つまり、豊明会から自民党豊明支部を通じて直ちに流れていく、こういう関係なんです。

○自見委員長 佐々木憲昭君に申し上げますが、きょうは公職選挙法の一部を改正する法律案でございまして、ほかの党の質問を見ましても、いろいろな法律についての質問があるわけでございますから、いろいろそういうことに関心をお持ちということでございますが、ひとつできるだけ

議題に沿って進めていただきたいというふうに私は思っております。(佐々木憲)委員「これは法改正の前提として私は聞いているんです、選挙制度そのものの問題を聞いているわけです」と呼ぶ。私は、委員長の良識でございまして、委員長の良識でそういうふうにお願いをしておきます。

○佐々木(憲)委員 ですから、こういういわば献金の脱法ルートをつくって、KSDから豊政連、自民党に流れる、こういうルートができていくというところでありますから、これは自民党にとつては極めて重大な問題ですよ。直ちに献金を返すべきではありませんか、どうですか。

○片山参議院議員 何度も申し上げておりますが、我々は、きょうは公職選挙法の一部改正案の提案者として参っております、今委員の言われることにお答えする立場にはありません。

○佐々木(憲)委員 ですからもういらないよ。今の問題は、まさに法案を質疑する前提なんです。よ。今までの自民党のいわば内部の問題で重大な疑惑がある、それが名簿の順位を決めていた、久世問題があった、この久世問題を今度は法律の改正にすりかえた、だからその問題を、久世問題よりもっと大事な問題が出てきたから、私は指摘しているんですよ。

問題は、この九億円というのがどこから流れてきたかということです。KSDは、中小企業の経営者を対象に、掛け捨ての共済保険を扱っております。会員は約百万人です。掛金は月二千万、年間二億四千万です。年に二百四十億から二百五十億程度の資金を集めております。中小企業の経営者に支払われる共済金の支払いというのは、大体六十億から八十億なんです。年に二百四十億も集めていて、中小企業の経営者に支払われる共済金の支払いは六十億程度。ところが、KSDは、豊明会に補助金の名目で二十億から三十億流している。その規模は、中小企業に支払われる金額のほぼ四割、莫大な金額であります。その一部が、自民党豊明支部を通じて豊政連に流れて

いる。

私は労働省に確認しましたが、十一年間で二百六十六億円が補助金として豊明会にKSDから支出されております。つまり、中小企業の大切な資金を、まさに自民党が食い物にしていたということになるじゃありませんか。自民党の村上正邦氏の比例代表名簿順位がKSDの名簿の流用と共済金による党費立てかえによって買収されたものであることは明らかである、そういう疑いは極めて濃厚です。このKSD疑惑や久世問題を棚上げにして、これが今までの拘束名簿式の問題だからというように今までの選挙制度を変える、非拘束名簿式を導入する、これは逆じゃありませんか。

大事なのは、このようなことを徹底的に究明することです。この究明をやるということが法案質疑の前提であります。だから私は、こういう点について直ちに調査を行うべきだと思います。証人喚問もやるべきだと思います。あるいは今司法の手が入っているからとかそういうことで逃げ回って真相を解明しない、結局自民党の自分の党内の腐敗をただしもしないで、しかも国民に対して全く理解のできないような非拘束名簿式を出してきて、さあこれをやればすべてが解決するかのようすりかえをやる、私は、これは全く国民に対する冒瀆だと思います。KSD問題の徹底究明、これこそ私は当委員会のなすべきまず最初の課題であるという点を指摘して、もう時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

○自見委員長 今川正美君。

○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美です。まず私は、具体的な質問に入る前に、一言だけ申し上げたいと思います。

私は、さきの衆議院選挙で初当選をした新人であります。ところが、今回のこの公職選挙法の一部改正法案をめぐって、参議院であのような事態に直面しまして本当にがっかりしましたし、国会

はいま少しは、もつと権威のあるところだと思つていました。そういった意味では、与党の中には野党の審議拒否が悪いという声もあるようですが、しかし、私が思うに、やはり政権政党の側に、与党の側にもつとしっかりした自覚を持つていただきたい、国会の運営のルールをきちっと踏まえていろいろな法案の審議をやつていただきたい、強く猛省を促したいと思うわけであります。

そこで具体的に、これまでそれぞれ野党の質問に対して、与党側の答えを聞いてみますと、まともな答を射た答弁に聞こえてきません。

もう一度私の立場からも問いたしたいのであります。一つは、今回の参議院での混乱の一番大もととは、いわゆる参議院での選挙制度改革に関する協議会、ことし二月二十五日の報告書の中で、現行の拘束名簿式比例代表制と選挙区制については、時間的な制約等もあり、現行制度を前提として議論を進めるといふ与野党間の約束、合意があつたのではないですか。そこを与党の側が無視したために混乱が生じた、私はそのように理解するんですが、いま一度お聞きをしたいと思ひます。

二点目に、この法案は、与党の側は唐突に出してきたものではないとおっしゃいました。では、なぜこのように、衆議院本会議における趣旨説明もなくいきなりこの特別委員会にかけ、拙速に急がれるのか、よく理由がわかりません。

先ほど野党の質問にもあつたように、例の前金融再生委員長久世問題、あるいは今それ以上の問題となりつつあるKSDの疑惑、こうした選挙制度にかかわる、少なくとも、最大の政権与党である自民党の内部の問題じゃないんですか。それをあたかも、与党の答弁を聞いてみますと、制度を変えればKSD疑惑だとか久世問題だとかはなくなるかのごとく聞こえてくるわけでありまして。それは問題の履き違えだと思ふんです。自民党内部でそのような問題が生じないように努力をする課題ではないんでしょうか。

三番目に、私は、参議院における協議会、この

議論の経過を振り返つてみていたら、ことし二月九日、第七回の協議会において、自民党の委員がこのようなことをおっしゃっています。拘束式も捨てたものではない、その持ち味を大切にすべきではないか、自民党全体の流れとしては拘束式だということを二月九日の協議会のおつしやつていらっしゃるんですね。

それから、同じく与党である公明党の委員の方も、我が党は国民会議方式を打ち出した実績がある、党なりの良識で拘束式のよさを發揮しようとしたものだ、制度としてはなかなかのものであると、現行の拘束式を、自民党にせよ、公明党にせよ、最終結論は別にして、参議院のもとにおける協議会の中で委員の方がそういう意見をおつしやつていらっしゃる。今度の第百五十回国会の中で、なぜ自民党にしても公明党にしても非拘束にこだわっているのか、この二月から九月までの間が全然理解ができません。まず、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○片山参議院議員 例の二月二十五日の実務者会議の報告書の話は、私はききょうも何度も申し上げました。これは、定数削減をとりあえずやる、定数削減をやる場合に、ほかの制度もどうするかというところ、絡むとややこしくなるから、現行制度を前提にワーキンググループが定数削減をやる、これだけの話なんです。拘束を守るとか、非拘束をしないとか、一言のあれもない。それは、制度の利害得失の記述はあります。しかも、その実務者、ワーキンググループ、これは代表者会議の下部機関なんです。代表者会議では、定数削減以外、拘束、非拘束について何らの議論も、いわずに、皆さんの党を含めて野党の方がまとまらずに、単に三案を併記しただけなんです。合意と言われるけれども、合意というのはそれだけなんです。定数削減を議論の前提に現行制度で物考えましよう。だから、ぜひ、その点は誤解がないようによろしくお願いしたいと思ひます。

それから、二点目の久世問題もKSD問題も今回のこの法案には何の関係もありません。我々はそのうちで出したわけではなくて、二十一世紀の参議院の自主性を確立するために、衆議院と違う制度を最初の二十一世紀の国政選挙からやりたい、こういうことで与党間がまとめて、話し合いを何度も、公式、非公式に野党に申し上げました。これも何度も申し上げましたが、野党はそれをお受けにならぬで今日に至つたわけでありまして。

それから、報告書をまとめる過程でのいろいろな意見はあつたんですよ。自民党の中にも拘束式がいいという人もおりますし、民主党の中にも非拘束がいいと言つて議論をされた方もあるんですよ。恐らく公明党さんの中にもそうですよ。その中で協議会とは別に、我々は、自民党としては議論を集約して、この際、非拘束でいいこうという意見を集約したわけでありまして、過程ではいろいろな意見があります。公明党だって、保守党さんだって、あるいは民主党さんの中だって、社民党さんの中だっていろいろ意見があつたし、いまだにあるんじゃないかと私は思ひます。けれども、そういうことで集約した結果でございます。

○魚住(裕)参議院議員 ただいま委員御引用の部の発言者が私でございますので、コメントをさせていただきます。

今御引用の部分は、第七回の経過概要の中で発言要旨として語られてるところでございます。御案内のとおり、公明党は、昭和五十七年に全国区から拘束式に変えるときに、我が党は反対をしたところでございます。五十七年の七月六日だったというふうに記憶するところでございます。選挙区の定数は正と全国区の見直しといううな法案を出した経緯がございます。そして、参議院も、残念ながら欠席といううな形になった次第でございますが、しかし、多数の意見をもつてこの新しい比例代表制というものが通つた、そしてそれが実施される。では、どうすればそれが参議院らしい制度として運用できるのか。党とい

たしまして、国民会議方式というものをもち、党員でない方も比例名簿の上位に登載していただいて、良識の府である参議院らしい選挙制度、選挙運動にしていこう、こういううな形でこの協議会の方に御紹介を申し上げた次第でございます。拘束式がいいとか、そういううな話ではございません。

○今川委員 時間の関係でこれ以上今のところを質問するわけにいきませんが、では、具体的に。

先ほど与党の方から答弁の中で、全国区への前戻りではない、非拘束式とはいへ、あくまでも比例代表制であるから政党本位であるという答弁がございました。私はこの非拘束式には反対なんです。少なくとも自民党など自民党の答弁なり説明による限り、いわゆる政党名を書いてもよろしい、個人名を書いてもよろしいということではななくて。説明の本旨からするならば、政党の名前をまず書いて個人名を書くというふうになぜならいいのか。政党本位ということをうたうのであれば、例えば自由民主党、そして何の何がしというふうに併記をする方が与党の側の説明の筋に合うのではないでしようか。それが一点です。

それと、二点目には、この非拘束式にすることについて、選挙制度にかかわる長い時間をかけての協議があつたとおっしゃいました。実は先ほどの答弁の中にもあつたような第八次選挙制度審議会の元第一委員長堀江さんという方が、ある新聞にこのように書かれてあります。「拘束名簿式は、金がかかるとか、政治とは関係のない分野での知名度の高い人が有利になる、といった旧全国区の弊害に対する対応策として生まれた。審議会では、全国区時代の弊害を再現させないための歯止めとして、政治資金の規制強化などを打ち出した。」その次ですね、大事なところは、「今回の議論は、その前提を抜きに進められている」。つまり、今度の与党のおつしやる、提案している非拘束名簿方式なるものは、旧全国区の弊害を具体的にどの程度克服できるという自信がおりないのか。

以上二点を伺います。

○片山参議院議員 今川委員、政党の枠の中での個人本位の選挙なんですよ。だから、どちらを書くかというのは、それは個人名でもいいし、政党名でもいいんですよ。ただ、我々は、今度は個人に当選順位を決めてもらう選挙ですから、政党を念頭に個人名を書いてもらった方がベターではないか、私個人はこう思っております。しかし、政党名でも一つも構いません、比例代表制ですから、そういうふうな御理解をいただきたい、こういうふうな思います。

○須藤(良)参議院議員 八次答申でも、いわゆる政党活動といわれる個人活動、これを一緒にやるべきだという答申になっておるわけでありまして、そういうことで、今回は、できるだけこの政党活動を織り込んで、個人活動ももちろんやらなければいけませんけれども、両者で一体となつてやる、こういうことで経費削減にも努めておるわけでございます。

○今川委員 いわゆる比例代表だから政党本位といいたが、形式上はそうかもしれないが、実態面、先ほどそれぞれの野党側からも質問があつて、形式上はさしておいても、実態面として大変なお金がかかり、個人的に大変過重な負担がかかつて、かつての全国区では、当選して一、二週間もしないで亡くなつていかれたという方もある。

ですから、少なくとも、今回この法案が出されてきて、それぞれの新聞の世論調査なりあるいは論説などを見ても、個人名を書かせておきながら政党の票に計算してしまうというのは、いわば有権者に対するだまし討ちじゃないかという非常に厳しい論説もあるわけでありまして、ですから、先ほどそれぞれ答弁があつていますけれども、言いわけにしか聞こえてこないんです。実際にはやはり、ある有名な人物を抱えることで、ただでさえ評判が落ちてきている自民党と書きたくない人にも書いてもらいたい、そういうことじゃないんですか。非常にごまかしがあると思いま

す。

つまり、このように国会の基本ルールを踏み外してみたり、自分に都合が悪くなつてきたから試合の途中でルールを変えるかのようなことをやつていて、ただでさえ、国政選挙のたびに投票率が下がつてきています、つまり国民の側からすると政治や政党に対する不信感がこの上なく高まつてきているときに、このような進め方、やり方をし、本当に国民の政治に対する信頼を取り戻せると思うのかどうか。お答えください。

○片山参議院議員 金がかかり過ぎるその他旧全国区の弊害が復活するのではないかと御指摘、これはほかの委員の皆さんの質問にも私答えましたが、制度としては、金がかからないように、旧全国区の弊害が出ないような工夫をしております。党と分担をして選挙運動を展開していく、ただし、運用ではいろいろな御心配があると思ひますから、それは社民党を筆頭に党としてしっかりお考えいただいて工夫をしていただきたい、こういうふうな思ひます。

それから、横流し、横流しというのは妙な言葉ですけれども、そういうことを言われるけれども、比例代表でしかも非拘束名簿ということは、何度とも言いますように、政党公認の名簿登載の候補者を選ぶ選挙なんですよ。その候補者を選ぶということは、政党を選び候補者を選んだ、こういう意味になるわけで、これも何度同じことを言いましたけれども、ぜひ御理解いただきたい。

我々はよりよい参議院をつくるためによりよい選挙制度を考えているわけでありまして、拘束でなければ一切嫌だ、それを守るんでなければ一切審議も応じないなんというところ、私は党利党略ではなからうかな、その方がむしろ問題ではなからうかなと。よりよい制度をつくるためには与野党協力すべきであります。ぜひ御理解を賜りたい。

○今川委員 よりよい制度をつくっていく、大賛成ですよ。だったら、事を急がずに、例えば先ほどお答えになつた参議院選挙制度改革に関する協

議会の構成メンバーの方々を参考人で呼んで、どういう経過で二月二十五日のようなことになつていったのかであるとか、あるいは国会議員以外のいろいろな学識経験者とか、いろいろな意見が新聞やマスコミに出てきているわけですから、そういう方々の意見をもっとじっくり聞く、それくらい慎重には慎重を期していんじゃないでしょうか。少なくとも、他の野党からも質問があつたように、ほかの法案と違って、選挙制度にかかわる法案ですから、私たち政治家や政党というのは選ばれる側にあるわけですから、それくらい慎重さがあつてしかるべきだと思いますが、これからこの特別委員会の進め方をめぐつても、もっとじっくり時間をかけてやる決意と覚悟はございますか。

○片山参議院議員 今川議員、これまで何度もお答えしましたように、私は臨時国会が始まる前から野党の皆さんに、ワーキンググループでも代表者懇談会でもいいからやりましょう、国会が開いたら我々は法案を出させていただくから、国会の委員会あるいは本会議で堂々と議論しましょうと何度申し上げたんですよ。国会が開かれたのはいつですか。九月の二十一日ですよ。その前から私は野党の皆さんに申し上げているんです。そこそこはぜひお考えいただきたい。

それから、この委員会の運営は委員長さんや理事がお決めることであつて、私らは、単に提案者でございます。

○今川委員 もう時間がほとんどないんですが、一つだけお答えをいただいています。今のような参議院のありさまを含めまして、今のようない方をしている、国民の皆さん方の、有権者の政治に対する信頼は高まると思ひますかというところに答えてください。

○片山参議院議員 私は、大変遺憾な事態だと思ひます。我々も反省すべき点はしますけれども、より反省をしていただきたいのは、野党の審議拒否、話し合いに応じない態度ではないかと思ひます。

○今川委員 時間が来ましたので、これで終わります。

○自見委員長 次回は、明二十四日火曜日午後三時五十分理事会、午後四時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二百五十二人」を「二百四十二人」に、「百人」を「九十六人」に、「百五十二人」を「百四十六人」に改める。

第四十六条第三項中「一の参議院名簿届出政党等(第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。の同項の届出に係る名称又は略称)」を「公職の候補者たる参議院名簿登載者(第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。一人の氏名)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等(同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。の同項の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

第四十六条の二第二項中「公職の候補者一人の」を「公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。一人の)」に改める。

第四十八条第一項中「参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては」の下に「公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は」を加え、同条第二項中「候補者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)」を加える。

第六十八条第三項を次のように改める。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙の投票につ

いては、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 公職の候補者たる参議院名簿登載者でない者、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項後段の規定による届出に係る参議院名簿登載者若しくは第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第八十八条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三の規定により公職の候補者となることのできない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの。ただし、代表者の氏名の類を記入したもので第八号ただし書に該当する場合、この限りでない。

三 第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出をしたもの又は第八十七条第六項において準用する同条第五項の規定に違反して第八十六条の三第一項の参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の同項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の氏名又はその届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

四 参議院名簿登載者の全員につき、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項各号に規定する事由が生じており又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項後段の規定による届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 一投票中に二人以上の参議院名簿登載者の氏名又は二以上の参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る

名称若しくは略称を記載したものを

六 一投票中に一人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したものを

七 被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの

八 公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称のほか、他事を記載したもの。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名の記載のある投票については当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称若しくは略称又は職業、身分、住所若しくは敬称の類を、参議院名簿登載者の氏名の記載のない投票で参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したもののについては本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

九 公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称を自書しないもの

十 公職の候補者たる参議院名簿登載者の何人又は参議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの

第六十八条の二第三項中「係る名称又は」を「係る参議院名簿登載者（公職の候補者たる者に限る。以下この条において同じ。）の氏名、氏若しくは名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは」に改め、「同一である」の下に「参議院名簿登載者又は」を加え、「その名称又は」を「これらの氏名、氏若しくは名又は名称若しくは」に、「前条第三項において準用する同条第二項第八号」を「前条第三項第十号」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項又は第二項」に、「当該参議院名簿届出政党等

又は当該参議院名簿届出政党等」を「又は当該衆議院名簿届出政党等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第三項の有効投票は、開票区ごとに、当該参議院名簿登載者のその他の有効投票数又は当該参議院名簿届出政党等のその他の有効投票数（当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の有効投票数を含まないものをいう。）に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

第八十条第一項中「候補者」の下に「（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）」を、「得票総数」の下に「（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者、当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）」を加える。

第八十一条第四項中「衆議院名簿届出政党等」を「各衆議院名簿届出政党等の得票総数」に、「参議院名簿届出政党等」とを「各参議院名簿届出政党等の得票総数（当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。以下この項において同じ。）の得票総数を含むものをいう。次項において同じ。）及び各参議院名簿登載者の得票総数」とに、「参議院名簿届出政党等」と読み替えるを「各参議院名簿届出政党等の得票総数及び各参議院名簿登載者の得票総数」と読み替えるに改める。

第八十六条の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及びそれらの者の間における当選人となるべき順位」を削り、同条第二項中「及び第八項を」第八項、第九項前段及び第十項に、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは、第八十七条第一項若しくは

しくは同条第六項において準用する同条第四項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同項に、「衆議院名簿登載者の選定」を「衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位決定（以下単に「衆議院名簿登載者の選定」という。）に改め、「参議院名簿登載者の選定」との下に「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、当該衆議院名簿登載者」とあるのは「当該参議院名簿登載者」とを加え、「第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」を「第七項中「第一項の規定」とあるのは「次条第一項の規定」に、「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同条を「第八十七条第一項若しくは第四項又は第八十八条とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第八十八条、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同条に、「同条第九項を」同条第九項前段に、「同条第十項を」第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二項」と、同条第十項に改める。

第九十条中「第八十六条の二第九項」を「第八十六条の二第九項前段」に改める。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第七項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人）

第九十五条の三 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各参議院名簿届出政党等の得票数（当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の得票数を含むものをいう。）を一から当該参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のう

ち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各参議院名簿届出政党等の得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの)をいう)に係るものの個数をもつて、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、二以上の商が同一の数値であるため同項の規定によつてはそれぞれの参議院名簿届出政党等に係る当選人の数を定めることができないときは、それらの商のうち、当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿において、参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定める。この場合において、その得票数が同じである者があるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選挙会において、選挙長がくじで定める。

4 参議院(比例代表選出)議員の選挙においては、各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうち、前項の規定により定められたそれらの者の間における当選人となるべき順位に従い、第一項及び第二項の規定により定められた当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の参議院名簿登載者を、当選人とする。

第九十六条中「参議院名簿届出政党等に係る当選人の数」の下に「若しくは当選人となるべき順位」を加える。

第九十七条の二第三項中「第二百五十一条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三」とあるのは「第二百五十一条」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」を、「衆議院名簿の衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿の参議院名簿登載者」と、「その衆議院名簿」とあるのは

「その参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間」に改める。

第百条第三項中「第八十六条の二第九項」を「第八十六条の二第九項前段」に改める。
第百一条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)
第百一条の二の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに参議院名簿届出政党等に係る得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの)をいう。次項において同じ。、当選人の数、当選人となるべき順位並びに当選人の住所及び氏名並びに各参議院名簿登載者の得票数その他選挙の次第を、中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、中央選挙管理会は、直ちに参議院名簿届出政党等には当該参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を、当選人には当選の旨を告知し、かつ、参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

3 第九十七条の二又は第百十二条第四項において準用する同条第二項の場合においては、第一項中「得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの)をいう。次項において同じ。、当選人の数、当選人となるべき順位並びに当選人の住所及び氏名並びに各参議院名簿登載者の得票数」とあるのは「当選人の住所及び氏名」と、前項中「当該参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人」とあるのは「当選人」と、かつ、参議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数

並びに当選人とあるのは「かつ、参議院名簿届出政党等に係る当選人」とする。

第百二条中(同条第四項において準用する場合を含む。)を、第百一条の二の二第二項に改める。

第百三条第一項中(同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)を、第百一条の二の二第二項に改め、同条第二項中「第二項」を加え、同条第四項中「第八十六条の二第九項」を「第八十六条の二第九項前段」に改め、第百一条の二第二項の下に、第百一条の二の二第二項を加える。

第百十二条第四項中「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」を、「衆議院名簿の衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿の参議院名簿登載者」と、「その衆議院名簿」とあるのは「その参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間」に改める。

第百十五条第二項中「第九十五条の二第七項において準用する同条」を「第九十五条の三」に改め、同条第三項中「当選人の数」の下に「及び各参議院名簿における当選人となるべき順位」を加え、同条第四項中「うち」の下に「第九十五条の三第三項又は前項の規定により定められた」を加え、同条第八項中「その参議院名簿」を「第四項に規定する参議院名簿登載者の間」に改める。

第百二十九条中「参議院名簿の届出」の下に「(同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出)」を加える。
第百三十条第一項第三号中「参議院名簿届出政党等」の下に「及び公職の候補者たる参議院名簿登載者」を加える。

第百三十一条第一項第三号中「参議院名簿届出政党等」を削り、「都道府県」ごとに、一箇所を「参議院名簿届出政党等が設置するものにあつては都道府県ごとに一箇所、公職の候補者たる参議院名簿登載者が設置するものにあつてはその参議院名簿登載者一人につき一箇所に改める。

第百三十八条の三中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、「政党その他」を「政党その他」に改め、「その数」の下に「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位」を加える。

第百三十九条ただし書中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、「行うもの」の下に「及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うもの」を加える。
第百四十条の二第二項ただし書中「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において」を削る。

第百四十一条第一項中「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙」を「次の各号に掲げる」に、「自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい)を、当該各号に定めるものに改め、同項に次の各号を加える。
一 衆議院小選挙区選出議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
二 参議院(比例代表選出)議員の選挙 自動車二台又は船舶二隻(両者を使用する場合は通じて二)及び拡声機二そろい

第百四十一条第五項を削り、同条第六項中「衆議院比例代表選出議員」の下に「又は参議院比例代表選出議員」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては」を、場合」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第

一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合にを加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「規定」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)」を加え、同項を同条第八項とする。

第四百四十一條の二第一項中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加える。

第四百四十二條第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「並びに第一号及び第二号」を「及び第一号から第二号まで」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について、通常葉書 十五万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚

第四百四十二條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第二号並びに」を「から第二号まで及び」に改め、「ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「おいて」の下に「第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に、「及び第二号」を「から第二号まで」に、「第四百四十一條第八項ただし書」を「第四百四十一條第七項ただし書」に改め、同項を同条第十項

とし、同条第十二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第四百四十三條第一項中「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては第一号、その他の選挙にあつては」を削り、同項第五号中「ポスター」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。)」を加え、同条第十四項中「参議院(選挙区選出)議員」を「参議院議員」に改め、「個人演説会告知用ポスター」の下に「(衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)」を加え、「第四百四十一條第八項ただし書」を「第四百四十一條第七項ただし書」に改め、同条第十五項中「規定」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)」を加える。

二の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について七万枚

第四百四十四條第二項中「衆議院比例代表選出議員」の下に「又は参議院比例代表選出議員」を加え、同条第五項中「(記号を)」の下に「参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を」を加える。

第四百四十五條第一項中「衆議院議員」の下に「参議院(比例代表選出)議員」を加える。

第四百四十九條第六項ただし書中「参議院名簿届出政党等の得票総数」の下に「(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。の得票総数を含むものをいう。)」を加える。

第六百六十一條第一項中「及び参議院比例代表選出議員の選挙における候補者」を削る。
第六百六十四條の二第六項中「第四百四十一條第八項ただし書」を「第四百四十一條第七項ただし書」に

改める。

第六百六十四條の五第一項中「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、」を削り、「次に掲げる場合」の下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第二号に掲げる場合)」を加え、同項第一号中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「一」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六百六十四條の七第一項中「ついで」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人につき演説を行う場所とに)」を加え、同条第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)」を加える。

第六百六十七條第二項を次のように改める。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院比例代表選出議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。

第六百六十八條第二項中「又は参議院比例代表選出議員、又は参議院名簿届出政党等、又は参議院名簿登載者、(衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては及び、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、及び写真をはり付けること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

第六百六十九條第一項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第五項中「又は衆議院比例代表選出議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等若しくは二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」を、「衆議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院(比例代表選出)議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等」に改め、同条第六項中「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六百七十五條第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員、又は参議院名簿届出政党等」及び「又は参議院名簿登載者」を削り、「順位の揭示を」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を」を加え、同条第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員及び「又は参議院名簿届出政党等」を削り、「略称の揭示を」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を」を加

票数及び当該参議院名簿届出政党等の得票数に
応じてあん分して得た数をそれぞれ差し引くも
のとする。

第二百十條第一項ただし書及び第二項並びに第
二百十一條第一項ただし書中「第百一條第二項」の
下に、「第百一條の二の二第二項を加える。」

第二百十七條中「又は参議院比例代表選出議員」
を削り、「第二百四條又は」を「第二百四條又は」
に、「高等裁判所」を「高等裁判所、参議院比例代
表選出議員の選挙については東京高等裁判所」に
改める。

第二百二十六條第二項、第二百二十七條及び第
二百二十八條第一項中「又は参議院比例代表選出
議員」を削り、「政党その他」を「政党その他」に
改め、「略称」の下に、「参議院比例代表選出議員
の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他
の政治団体の名称若しくは略称を加える。」

第二百三十五條第一項中「の届出」の下に、「そ
の者に係る参議院名簿届出政党等の届出」を加え
る。

第二百三十七條の二中「より公職の候補者」及び
「指示する公職の候補者」の下に「(公職の候補者た
る参議院名簿登載者を含む。)」を加える。

第二百三十八條の二第一項中「若しくは第九項」
を「若しくは第九項前段」に改める。

第二百四十三條第一項第二号中「第四項又は
第五項を」又は「第四項」に改め、同項第八号の四
中「又は第二項」を削る。

第二百四十四條第一項第二号中「第百四十一條
第六項を」第百四十一條第五項に改め、同項第
五号の二中「第百六十四條の五第五項を」第百六
十四條の五第四項に改める。

第二百五十一條の二第二項第一号中「選挙運動」
の下に「(参議院比例代表選出議員の選挙にあつて
は、参議院名簿登載者のために行う選挙運動に限
る。次号を除き、以下この条及び次条において同
じ。)」を加え、同条第五項中「又は参議院(比例代
表選出議員)を削る。」

第二百五十一條の三第三項及び第二百五十一條

の四第二項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を
削る。

第二百五十四條の二第一項中「又は参議院(比例
代表選出)議員」を削り、同条第三項中「かつ」の
下に「参議院(比例代表選出)議員の選挙について
は中央選挙管理会に、その他の選挙については」
を加える。

第二百五十五條第一項中「指示する公職の候補
者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者
を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を
加える。

第二百六十三條第五号の三中「第百四十一條第
六項を」第百四十一條第五項に改め、同条第五
号の四中「第百四十一條第八項を」第百四十一條
第七項に改め、同条第六号中「同条第十一項」を
「同条第十項」に改める。

第二百六十四條第三項中「第百四十一條第九項」
を「第百四十一條第八項」に改める。

第二百七十一條の四中「並びに候補者届出政党」
を「候補者届出政党」に改め、「除く」後再び当
該選挙の候補者となつたもの」の下に「並びに参議
院名簿届出政党等の届出に係る候補者であつた者
で公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくなつ
た後再び当該選挙の候補者たる参議院名簿登載者
となつたもの」を加える。

附則第八項中「選挙運動(専ら第四十九條の二
(在外投票)の規定による投票に關してする選挙
運動で、国外においてするものを除く。)」を「専ら
第四十九條の二の規定による投票に關してする選
挙運動で、」に、「選挙運動」を「参議院比例代表
選出議員の選挙にあつては、専ら第四十九條の二
の規定による投票に關してする選挙運動で」に改
める。

別表第三中「岡山県 四人を」岡山県 二
人に、「熊本県 四人を」熊本県 二人に、「
鹿児島県 四人を」鹿児島県 二人に改め
る。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

(適用区分等)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以
下「新法」という。)の規定「新法第四條第二項及
び別表第三の規定を除く。」及びこの法律による
改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に
關する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の
規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」と
いう。)以後初めてその期日を公示される参議院
議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の
日の前日までにその期日を告示される参議院議
員の選挙については、なお従前の例による。

2 新法第四條第二項及び別表第三の規定は、施
行日以後その期日を公示される参議院議員の通
常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙に
ついて適用し、施行日の前日までにその期日を
公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに
係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前
の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規
定によりなお従前の例により行われる選挙に係
るこの法律の施行後にした行為については、な
おこの法律による改正前の公職選挙法第十六章
の規定の例による。

(参議院議員の定数に關する特例)
第三条 参議院議員の定数は、新法第四條第二項
の規定にかかわらず、平成十三年七月二十二日

又は平成十三年に行われる通常選挙の期日の前
日のいずれか遅い日までの間は、二百五十二人
とし、当該遅い日の翌日から平成十六年七月二
十五日までの間は、二百四十七人とする。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第四条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十
二年法律第百三十六号)の一部を次のように改
正する。

第四十九條の表第二百二十八條第一項の項中
「被選挙人の氏名」を「又は被選挙人の氏名」に、
「投票の内容」を「又は投票の内容」に改め、同表
第二百三十七條の二の項中「公職の候補者」を
「公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登
載者を含む。)」に改める。

(漁業法の一部改正)
第五条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七
号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項の表以外の部分中「第六十
八條の二第二項及び第三項を」第六十八條の二
第二項、第三項及び第五項に、「第百一條の二
」を「から第百一條の二の二まで」に改め、「第
二百八條」の下に、「第二百九條の二第二項」を
加える。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する
法律の一部改正)
第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關
する法律の一部を次のように改正する。

第五条第七項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票 の選 挙人の数	投票の 翌日	平日		休日		平日		休日	
		千人未満	千人以上	千人未満	千人以上	千人未満	千人以上	千人未満	千人以上
五千人未満	六八、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三
三千人未満	五五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三	三五、八三
二千人未満	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇	三七、三〇
千人未満	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三
五千人以上	六八、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三	三六、九三

五千人以上	八二、一五七	九五、六三三	八七四、三七	九〇七、七九一	七四八、七〇九	七七六、六〇四
一万人未滿						
一万人以上	一、一四七、三〇七	一、一九一、四四二	一、一三五、五四七	一、一七九、三八二	九七三、五四一	一、〇一〇、二〇三
一万五千人未滿						
一万五千人以上	一、一九六、八九一	一、三四四、七二一	一、二七九、五三一	一、三三七、五五一	一、〇九八、三三二	一、二三八、〇七一
二万人未滿						
二万人以上	一、四九一、九六一	一、五四六、九五四	一、四七〇、六八一	一、五五五、六七四	一、二七〇、五七七	一、三六、八三三
三万人未滿						
三万人以上	一、七七七、八〇〇	一、八四〇、七三三	一、七四四、七六〇	一、八〇七、七三三	一、五〇五、八七八	一、五五八、四八〇
三万人以上						

第五条第八項の表を次のように改める。

開票の区 の選 挙人の数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人未満	平日	二七六、二八八 円	二八九、〇四〇 円	二四一、七三三 円	二五二、九二〇 円
千人以上 二千人未満	平日	三三〇、八四〇	三三三、一七〇	二五九、〇〇〇	二七〇、九七五
二千人以上 三千人未満	平日	四三一、七〇〇	四五一、六二五	三六一、六二八	三七九、三六五
三千人以上 五千人未満	平日	五九六、八四四	五九六、一四五	四八三、五〇四	五〇五、八〇〇
五千人以上 一万人未満	平日	七三五、二五六	七三八、七三〇	六〇四、三二〇	六三二、二七五
一万人以上 一万五千人未満	平日	九四九、七四〇	九三三、五七五	七九四、三八	八三〇、九九〇
一万五千人以上 二万人未満	平日	一、〇三六、〇八〇	一、〇二三、九〇〇	八六三、四〇〇	九〇三、二五〇
二万人以上 三万人未満	平日	一、一九二、四九二	一、二四六、四八五	一、〇〇一、五四四	一、〇四七、七七〇
三万人以上	平日	一、三六四、一七二	一、四三七、一三五	一、二九六、六八八	一、一九二、二九〇

第五条第九項の表を次のように改める。

区市町村		開票 区の選 挙人の数		投票の 翌日	
千人以上	千人未満	平日	休日	平日	休日
三、四、六〇円	三、四、七二円	三、五、八二円	三、五、九八円	三、六、九四円	三、八、二三円
二千人以上	二千人未満	平日	休日	平日	休日
三、四、七二円	三、九、一〇円	三、五、八二円	三、七、九八円	三、九、四六円	三、四、一、三八円
三千人以上	三千人未満	平日	休日	平日	休日
五、四、七四円	五、四、六六円	五、三、〇六円	五、四、九八円	四、五、七二円	四、六、四四円

三万人以上	一、八〇五、七六六	一、八六八、七三九	一、七七二、七三六	一、八八五、六八九	一、五八九、二四二	一、五八一、八四四
二万人未滿	一、五六、三八七	一、五七一、三八〇	一、四九五、一〇七	一、五五〇、一〇〇	一、二九一、〇〇九	一、三三七、三三五
一万人未滿	一、三八八、三三一	一、三六五、九五二	一、三〇〇、七二一	一、三四八、五九一	一、一五五、九二二	一、一五五、七七一
一万人以上	一、二六六、七七七	一、二二〇、六三二	一、一五五、〇一七	一、一九八、八五二	九八九、八二五	一、〇三六、四八七
五千人未滿	八九七、〇二五	九三〇、四九九	八八九、一八五	九三三、六五九	七六、一〇九九	七八八、九九四
五千人以上	六九四、六二二	七二〇、九三三	六九〇、一四二	七二六、四四二	五九八、九九一	六二二、三〇七

第五条第十項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人の数	投票の 翌日	区		市		町		村	
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日		
千人未満		二八、九五三 円	二四、七〇四 円	二四六、七八 円	二五七、八六六 円				
千人以上 未満上		三七、一九六	三三、五四三	二六四、三〇〇	二七六、二八五				
二千人未満上		四四〇、五五〇	四〇、四七五	三七〇、〇六二	三八六、七九六				
三千人以上 未満上		五八一、五三六	六〇七、八三七	四九三、四二六	五一五、七三三				
五千人未満上		七四〇、二三四	七三三、五九八	六六、七七〇	六四四、六六五				
一万人未満上		九六九、二一〇	一、〇三、〇四五	八二〇、六三二	八四七、二七四				
一万五千人未満上		一、〇五七、三三〇	一、一〇五、一四〇	八八一、二〇〇	九三〇、九五五				
二万人未満上		一、二二五、九八八	一、二二〇、九二二	一、〇三三、〇七六	一、〇六八、三〇三				
三万人以上		一、五三二、一三八	一、四五五、一〇一	一、一六三、〇五二	一、二二五、六五四				

第五條第十一項の表を次のように改める。

開票 日の選 挙人の数	区市町村	
	区	市
千人未満	平日 六、六八円	休日 三〇、三四円
千人以上 二千人未満	平日 六、五八円	休日 三〇、三六円

二千人以上	八四、九三	四七、二八	八二、五三	四七、〇三	八〇、五九	四七、〇〇
三千人以上	一三、九五	六五、四八	一〇八、六五	六二、四六	一〇五、五五	五四〇、七三
五千人以上	一五、九二	八〇、六三	一四四、〇一	八〇、七三	一四四、三九	六八八、二六
一万人以上	一七、五七	一〇五、三三	一五八、〇七	一〇四、五三	一九、二三	八四、〇九
一万五千人以上	二〇、八二	一、九三、二七	二四、四五	一、七五、九一	三三、八二	一〇一、八七
二万人以上	三〇、四九	一、七三、七九	二七、八八	一、五五、五八	二九、〇三	一、七〇、四二
三万人以上	四三、六八	一、六四、三六	三〇、五八	一、六八、三七	三六、九〇	一、三九、八九

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	区市町村	区	市	町	村
千人以上	未	満	二四八、六五六	二一七、五七四	
二千人以上	未	満	二七九、七三八	二三三、一一五	
三千人以上	未	満	三八八、五二五	三二六、三六一	
五千人以上	未	満	五二二、八五三	四三五、一四八	
一万人以上	未	満	六五二、七二二	五四三、九三五	
一万五千人以上	未	満	八五四、七五五	七四、八八六	
二万人以上	未	満	九三二、四六〇	七七七、〇五〇	
三万人以上	未	満	一、〇七二、三三九	九〇一、三七八	
三万人以上	未	満	一、二二七、七三九	一、〇二五、七〇六	

第八条第二項の表以外の部分中「又は参議院

比例代表選出議員」を削り、同条第四項の表以外の部分中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同項の表中「又は参議院名簿届出政党等」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次項及び」を「次項及び第六項並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の

一 項を加える。
3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合においては、三百五十人を超える数五十人ごとに二十二円を加算した額)とする。

候補者数	金 額
百人未満	六〇円
二百五十人未満	八七
五百人未満	一〇九
七百五十人未満	一三三
一千人未満	一五五
一千五百人以上	一七七
三千人以上	一九九

第八条に次の一項を加える。

6 参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、当該場所一箇所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第六十八号の第二項及び第三項」を「第六十八号の第二項、第三項及び第五項」に改め、「第九十五条の二の下に」「第九十五条の三」を加え、「第百一条の二」を「から第百一条の二の二まで」に改め、「第二百八条の下に」「第二百九条の第二項」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十七第一項中「公職選挙法第八十六条又は」を「公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は」に改める。
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の租税特別措置

法第四十一条の十七の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金について適用する。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「衆議院議員の」及び「参議院議員の」を削り、同条に次の一項を加える。

4 通常選挙における比例代表選出議員の選挙における第三号第一項第二号及び第五号第一項第七号に規定する政治団体の得票総数は、公職選挙法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政治団体の得票総数(当該政治団体に係る各参議院名簿登載者(同項に規定する参議院名簿登載者をいい、当該選挙の期日において候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。)とする。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 前条の規定による改正後の政党交付金

の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十四条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治団体(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治団体をいう。以下同じ。)の得票総数について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治団体の得票総数については、なお従前の例による。

理 由

日本国憲法の定める二院制の下における参議院に期待されている役割にかんがみ、参議院の独自性・自主性をより発揮し、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数については是正を含む削減を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費
この法律の施行に伴い必要となる経費としては、参議院議員の通常選挙について過去の候補者数等に基づき推計すると約七十二億円の増加となる見込みである。

平成十二年十一月二日印刷

平成十二年十一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D